

第2次

府中市子ども・子育て支援計画（案）

答申

令和元年10月
府中市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1－1 計画策定の背景	2
1－2 子ども・子育て支援施策の動向について	3
1－3 計画の目的・位置付け	7
1－4 計画の策定体制	8
第2章 府中市の子育て家庭の現状	
2－1 各種統計資料から見る現状	10
第3章 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系	
3－1 基本理念及び施策推進の「3つの視点」	24
3－2 6つの基本目標	25
3－3 施策の体系	26
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	
基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備	28
基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供	34
基本目標3 ひとり親家庭への支援	40
基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭への支援	44
基本目標5 青少年の健全育成	48
基本目標6 子育て家庭の経済的負担の軽減	52
第5章 子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	
5－1 教育・保育の提供区域の設定	58
5－2 「量の見込み」の算出	59
5－3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	61
5－4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	68
第6章 推進体制	
6－1 計画の推進に向けて	76
資料編 計画策定に係る資料	
1 府中市子ども・子育て審議会に係る資料	78
2 用語解説	85

第 1 章

計画の策定にあたって

1－1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化・核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。また、待機児童問題や児童虐待の深刻化など、子育てをめぐる環境は厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、これに基づく新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

この新制度に基づき、本市では、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってきました。

この第1次計画期間中に、子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成29年6月に国の子育て安心プランが発表され、「待機児童の解消」「女性の就業率の向上（M字カーブの解消）」「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」「保護者への寄り添う支援の普及促進」「幼児教育の無償化」といった方向性が打ち出されました。

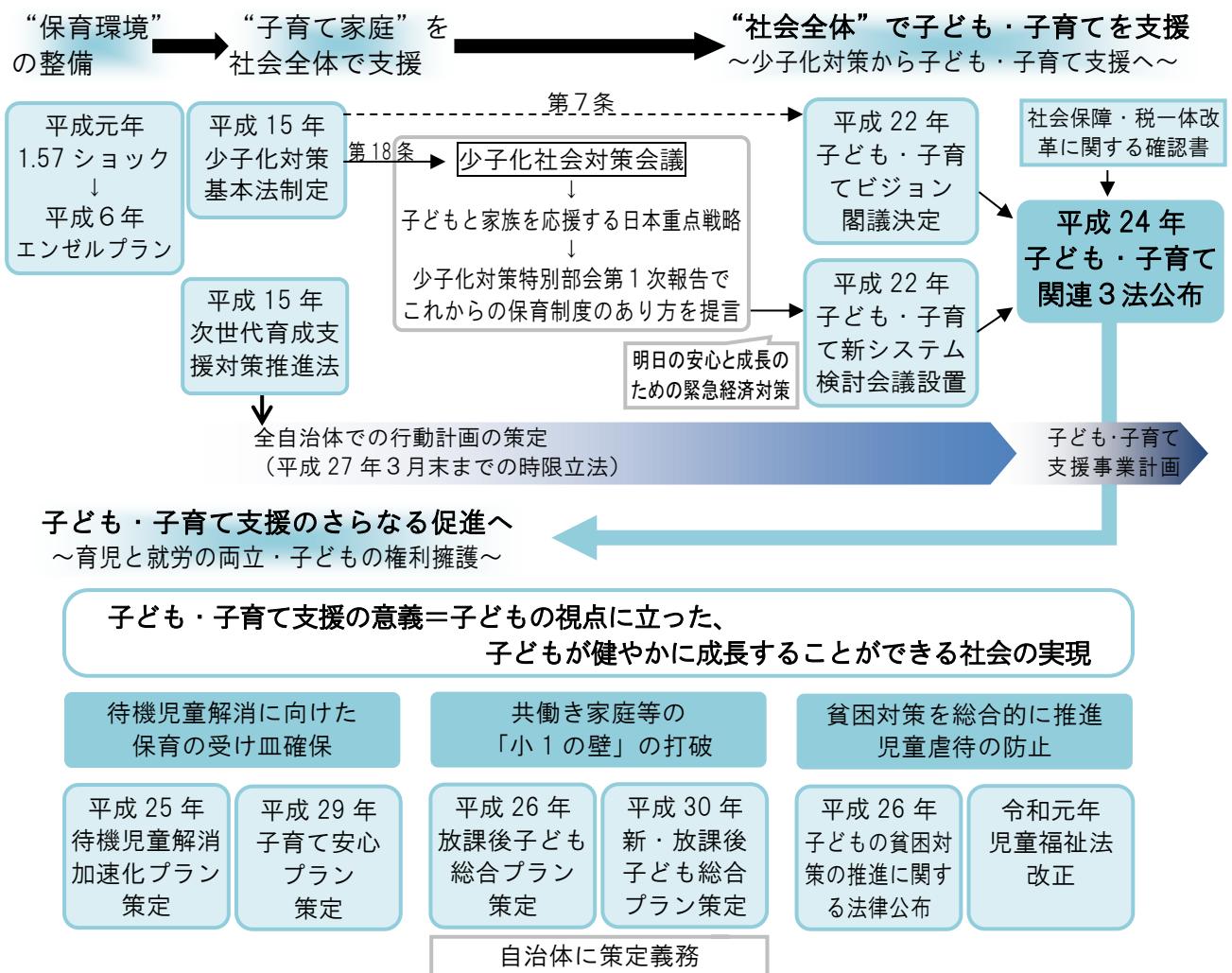
この第1次計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの計画の進捗状況等を検証するとともに、国や都の指針や動向を踏まえて、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

1-2 子ども・子育て支援施策の動向について

(1) 子ども・子育て支援施策に関する国の主な動き

国では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務付けるなど次世代育成支援の推進を図ってきましたが、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、同月に公布されました。

子ども・子育て関連3法の施行以降、国では「待機児童の解消」と「女性就業率の向上」を中心に政策の実施、法制の立案を行い、全国的な取り組みの一層の進展が図られています。また、子どもの権利を守るものとして、子どもの貧困対策や虐待防止のため児童福祉法を改正するなど、子どもを取り巻く社会問題への対策を並行して行っています。



(2) 制度の全体像及び認定基準

① 制度の全体像

制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれ、本計画ではこれらの事業需要量の見込みや、確保の方策について定めます。

1 子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

- | | |
|----------|-----------|
| ① 施設型給付 | ② 地域型保育給付 |
| • 認定こども園 | • 小規模保育 |
| • 幼稚園 | • 家庭的保育 |
| • 保育所 | • 居宅訪問型保育 |
| | • 事業所内保育 |

子育てのための施設等利用給付

- | |
|------------|
| ① 施設等利用費 |
| • 未移行幼稚園 |
| • 特別支援学校 |
| • 預かり保育事業 |
| • 認可外保育施設等 |

2 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

② 認定区分

■ 子どものための教育・保育給付 3つの認定区分

幼稚園や保育所などの子どものための教育・保育給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望する場合 **利用先** 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 **利用先** 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 **利用先** 保育所、認定こども園、地域型保育

■ 子育てのための施設等利用給付 3つの認定区分

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化給付を受けるために創設された子育てのための施設等利用給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

1号認定

2号・3号認定以外の子ども **利用先** 幼稚園（未移行）

2号認定

満3歳に達して最初の3月31日を経過した「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する子ども **利用先** 幼稚園（未移行）、認可外保育施設等

3号認定

満3歳未満もしくは、満3歳に達してから最初の3月31日までの間にある「保育の必要な事由（就労、出産等）」に該当する市民税非課税世帯の子ども

利用先 幼稚園（未移行）、認可外保育施設等

(3) 府中市の子ども・子育て支援施策の動向

平成10年度～平成14年度

「府中市子育て支援推進計画」

府中市では、平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成10年度から平成14年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画—ひとみ輝け！府中子どもプランー」を策定しました。

平成15年度～平成20年度

「府中市福祉計画（子育て支援分野）」

平成11年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン) を受けて、平成15年度から平成20年度を計画期間とした「府中市福祉計画（子育て支援分野）」を策定しました。

平成17年度～平成26年度

「府中市次世代育成支援行動計画」

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「府中市次世代育成支援行動計画」を、市民全体による「次世代の育成」や「次の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働したまちづくりの推進を図るため策定しました。なお、この計画は、前期・後期合わせて10年間の計画です。

平成27年度～令和元年度

「府中市子ども・子育て支援計画」

平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を含む計画として、平成27年度から5年間における①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指して策定しました。

令和元年度

「府中市子どもの未来応援基本方針」

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことから、本市においても子どもたちが家庭環境によらず未来に向かって前向きに挑戦することができるよう、施策を総合的に推進するため、各種計画を推進する上で方向性を示す方針を策定しました。

1－3 計画の目的・位置付け

(1) 計画の目的・法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の位置付けを有した計画として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる適切な環境が確保されるよう、子どもとその保護者に必要な本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うことの目的として策定するものです。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）」、及び「児童福祉法」に基づく「市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」を含むものとします。

(2) 計画の位置付け、他計画との関連・整合

本計画は、「第6次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策に関する行政分野計画として策定します。また、策定にあたっては、子ども・子育て支援施策に関連する、本市の健康・福祉分野をはじめとした様々な関連計画との連携・整合を図るとともに、「府中市子どもの未来応援基本方針」の方向性を反映するものとします。

(3) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1次計画期間					第2次計画期間				

1－4 計画の策定体制

(1) 府中市子ども・子育て審議会

本計画は、「府中市子ども・子育て審議会」において、本市の諮問に基づく審議会の答申を踏まえて策定しました。（審議経過等についてはP80参照）

(2) 市民意向調査

本計画を策定するため、生活の状況や子育てに関する保護者の意識などを把握するとともに、幼稚園・保育所等の施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向などから必要な事業量を算出することを目的として、平成30年11月に実施しました。

調査票の種類		対象者(回答者)	配布数	回収数	回収率
1	就学前児童調査	0～5歳児(保護者)	3,000 票	1,890 票	63.0 %
2	小学生調査	6～11歳児(保護者)	2,000 票	1,217 票	60.9 %
3	ひとり親家庭調査	ひとり親家庭の方(保護者)	500 票	273 票	54.6 %
4	子ども・若者調査	16～34歳の方(本人)	1,000 票	310 票	31.0 %
計			6,500 票	3,690 票	56.8 %

(3) パブリック・コメント手続き

計画（案）に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和元年●●月から令和●●年●●月までパブリック・コメントを実施しました。いただいた意見については、本市の公式ホームページ等により公表しました。

第2章

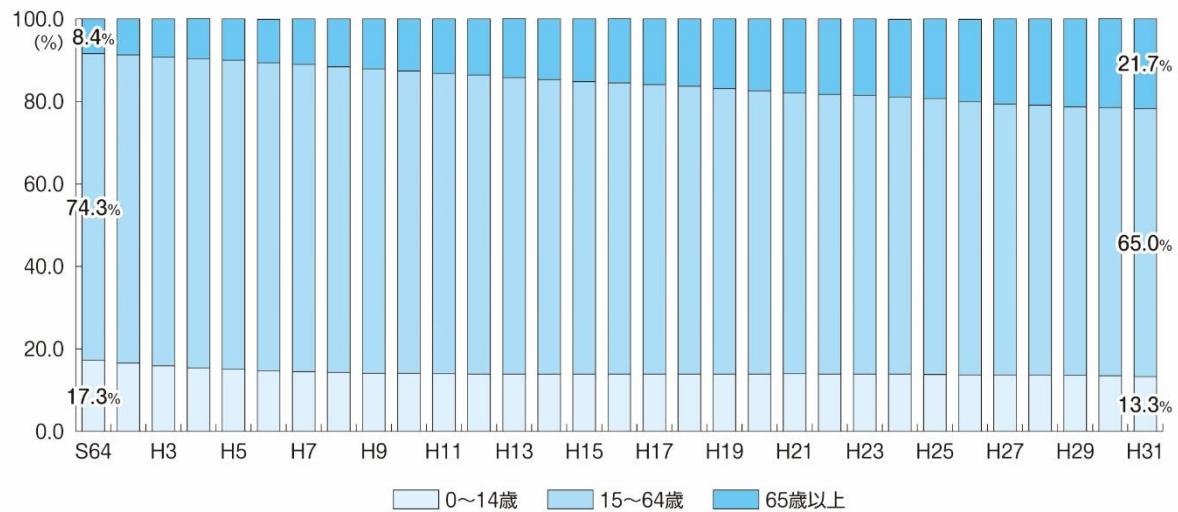
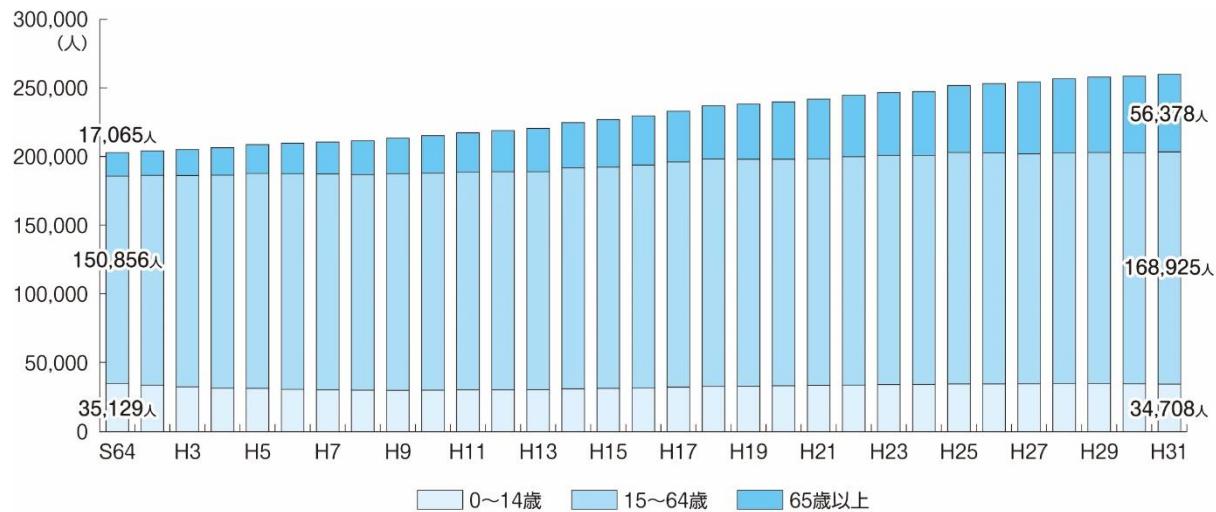
府中市の子育て家庭の現状

2-1 各種統計資料から見る現状

(1) 人口及び世帯

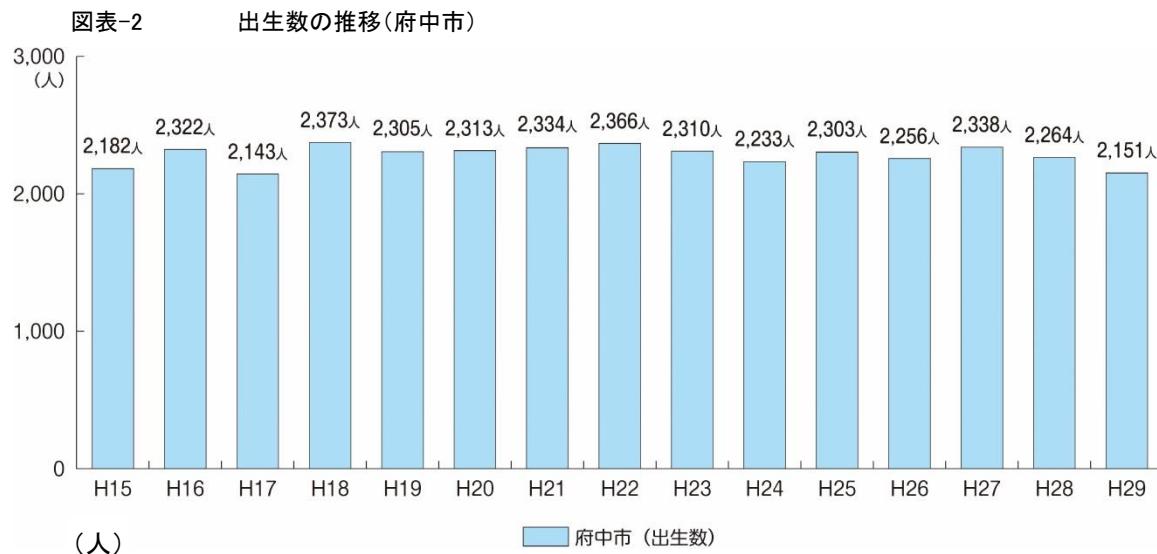
人口は増加傾向にあり、平成31年1月1日現在の住民基本台帳では、260,011人となっています。全人口に占める年少人口の割合は、昭和64年には17.3%でしたが、平成31年には13.3%に低下しています。一方、65歳以上の割合は、昭和64年の8.4%から平成31年には21.7%となっています。

図表-1 年齢3区分別人口の人数・割合の推移(府中市)



出典:住民基本台帳(各年1月1日現在)

本市の出生数は全体としては微減で推移しており、平成29年には2,151人まで減少しています。



出典:府中市統計書

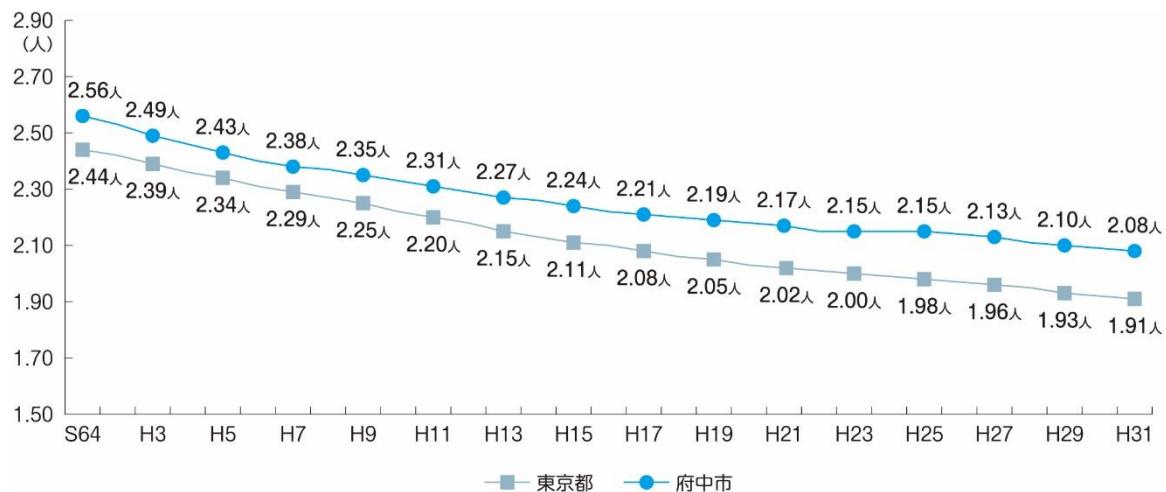
増減の傾向は国・東京都ともに同傾向を示していますが、本市の合計特殊出生率は、平成6年の1.41をピークに減少し、平成17年の1.15から増加に転じたものの、平成27年からは再度減少しています。



※ 府中市の数値については東京都が平成5年から市区町村別に公表している「人口動態保健所・市区町村別統計」から抜粋しています。

本市の平均世帯人員は、総人口が増加しているものの核家族の増加や少子化の進行により、一貫して減少しています。

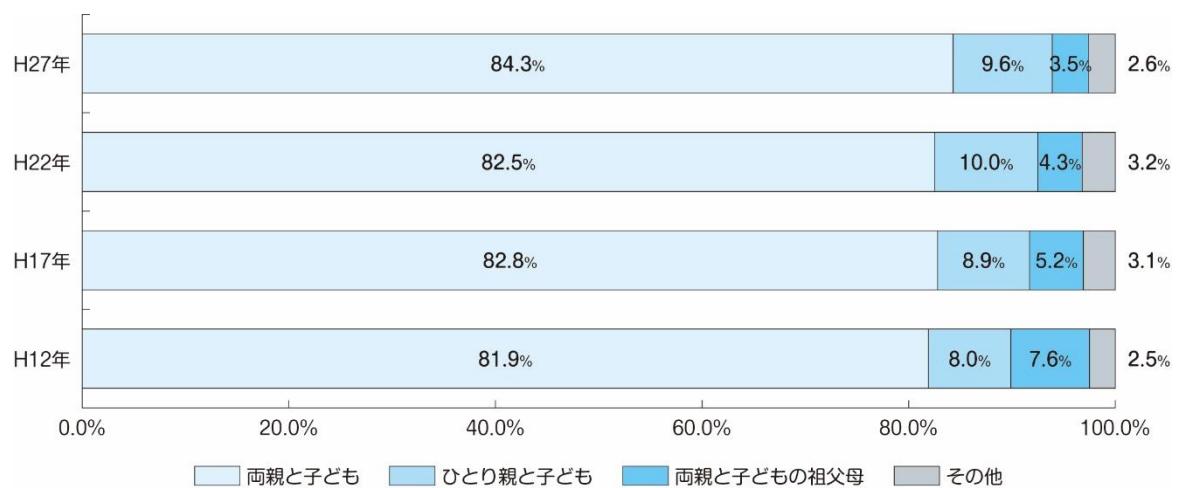
図表-4 平均世帯人員の推移(府中市、東京都)



出典:住民基本台帳(各年1月1日現在)

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」といった3世代世帯の割合が減少し、「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」といった核家族世帯の割合が増えています。平成27年では核家族世帯が全体の93.9%を占めています。

図表-5 18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造(府中市)

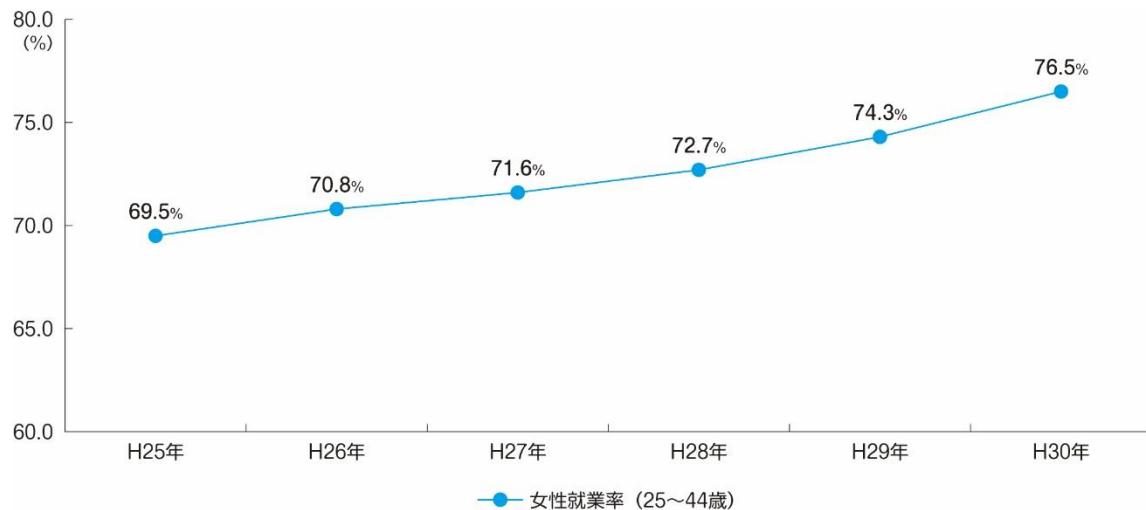


出典:国勢調査(各年10月1日現在)

(2) 女性の就労状況

国が子育て安心プランで公表している女性就業率は、平成25年の69.5%から、平成30年には76.5%まで増加しています。

図表-6 女性就業率の推移(全国)



※ 労働力調査による調査数値(市町村別の調査は実施していない)であるため、全国数値のみの掲載としています。

※ 最新の国勢調査結果を基準とする「推計人口」を算出の基礎としており、次の国勢調査結果に基準が切り替わることで、数値は変動します。

出典：子育て安心プラン

一方、国勢調査に基づく女性就業者（25～44歳）も増加傾向にあり、平成27年には21,751人となっています。女性就業率も次第に増え続け、同年には62.0%となっています。

図表-7 女性就業者数・就業率の推移(府中市、東京都、全国)

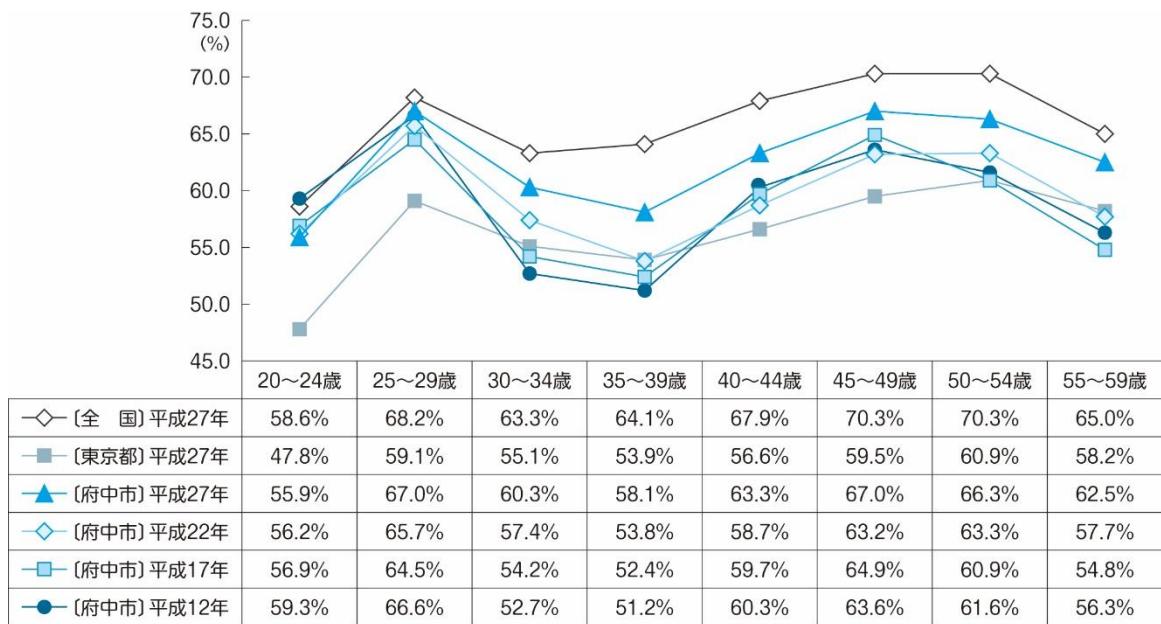


出典：国勢調査(各年10月1日現在)

女性就業率は、30歳代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描き推移しています。

本市では、20～24歳の就業率が過去より減少しているものの、その他の世代では増加傾向で推移しており、女性就業率の高まりがうかがえます。

図表-8 女性就業率の推移(府中市、東京都、全国)



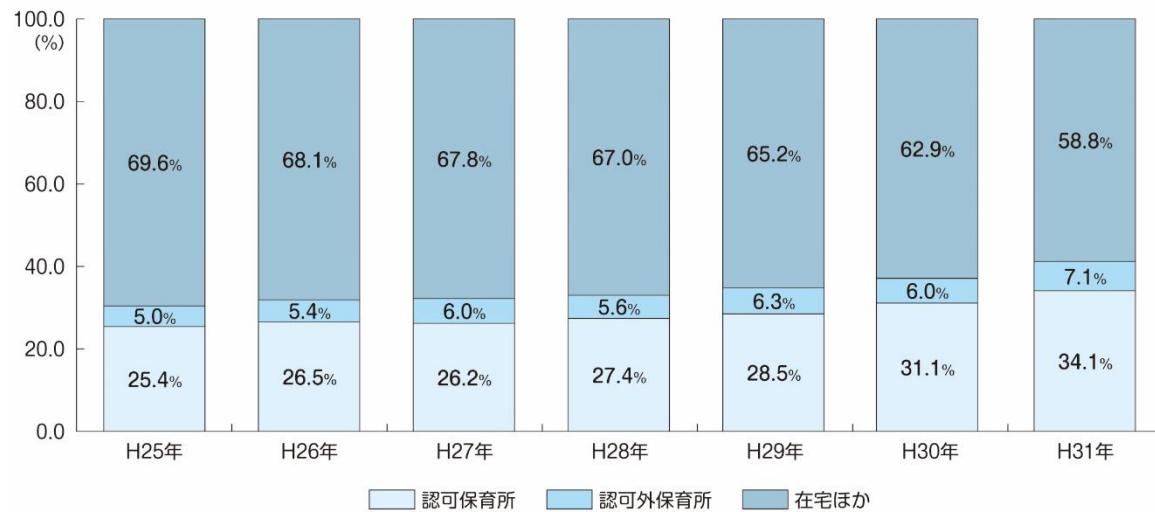
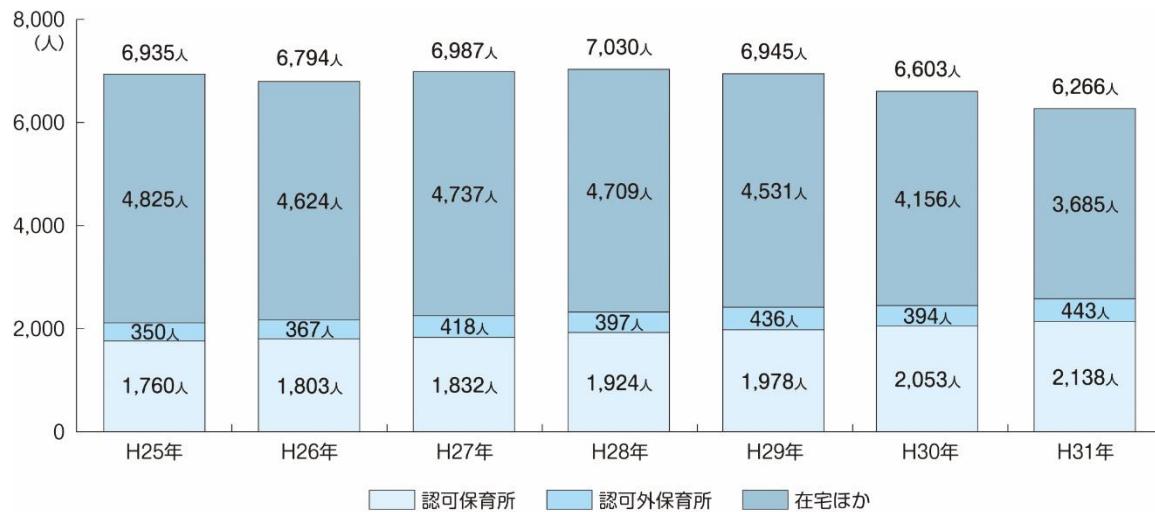
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 教育・保育の状況

① 就学前児童の状況

平成31年4月現在の3歳未満児は、約6割が在宅で過ごしています。平成25年以降の構成割合では、在宅は減少、認可保育所・認可外保育所は増加で推移しています。

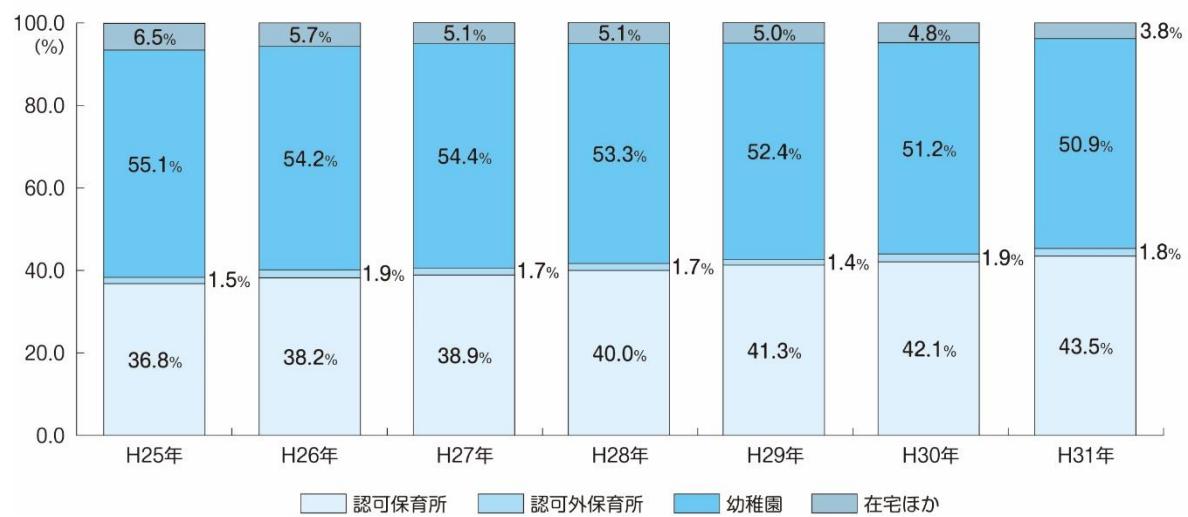
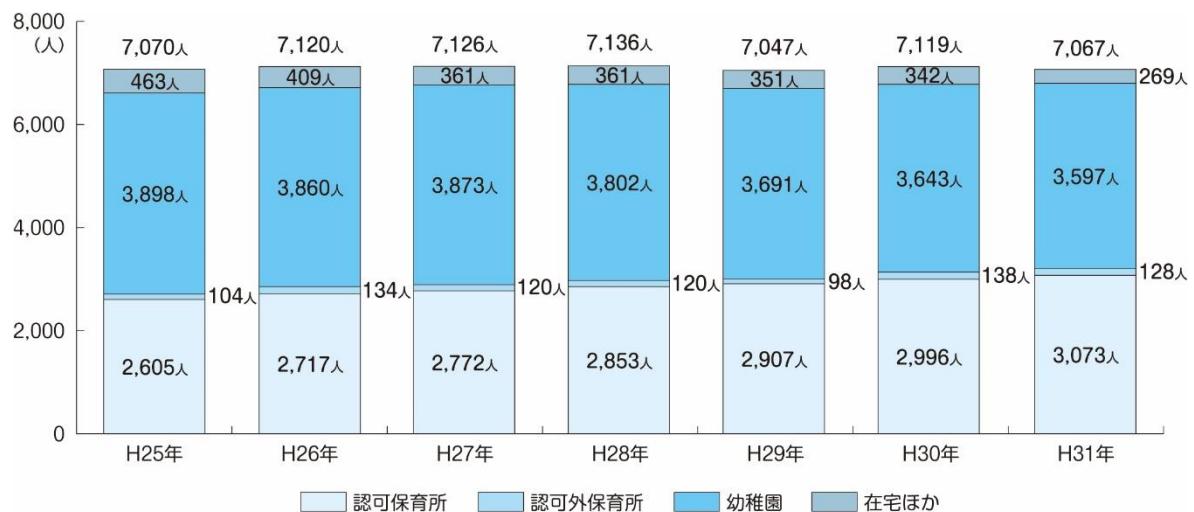
図表-9 3歳未満児の人数・割合の推移(府中市)



出典:府中市調べ(各年4月1日現在)

平成31年4月現在の3歳以上児は、約5割が幼稚園、4割が保育所で過ごしています。
平成25年以降の構成割合では、幼稚園は減少、認可保育所は増加で推移しています。

図表-10 3歳以上児の人数・割合の推移(府中市)



出典:府中市調べ(各年4月1日現在)

② 保育所の状況

平成25年度以降、市立保育所の民営化や私立保育園の新設等の結果、認可保育所数は9施設増加し、平成31年4月現在で53施設となっています。定員数では5,353人となり、平成25年度の定員数に比べて975人増加しています。

図表-11 認可保育所 施設数の推移(府中市)

(単位:施設)	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
市立保育所 施設数	16	16	16	15	15	14	14
私立保育園 施設数	25	26	26	30	32	36	39
計	41	42	42	45	47	50	53

出典:府中市調べ(各年4月1日現在)

図表-12 認可保育所 定員数及び入所人員数の推移(府中市)

(単位:人)		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0~2歳児	定員数	1,750	1,795	1,807	1,905	1,957	2,031	2,130
	入所人員数	1,760	1,803	1,832	1,924	1,978	2,053	2,138
3~5歳児	定員数	2,628	2,723	2,743	2,892	2,987	3,115	3,223
	入所人員数	2,605	2,717	2,772	2,853	2,907	2,996	3,073
計	定員数	4,378	4,518	4,550	4,797	4,944	5,146	5,353
	入所人員数	4,365	4,520	4,604	4,777	4,885	5,049	5,211

出典:府中市調べ(各年4月1日現在)

認証保育所は、平成31年4月現在で計17施設、定員数は588人となっています。平成25年度に比べ、施設数は2施設、定員数では82人の増加となっています。

図表-13 認証保育所 施設数及び定員数の推移(府中市)

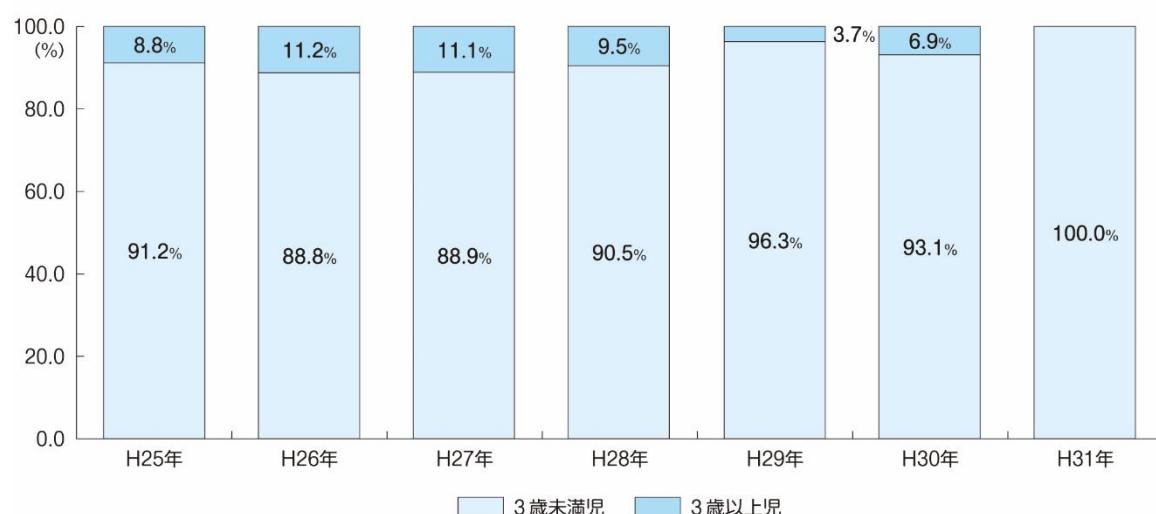
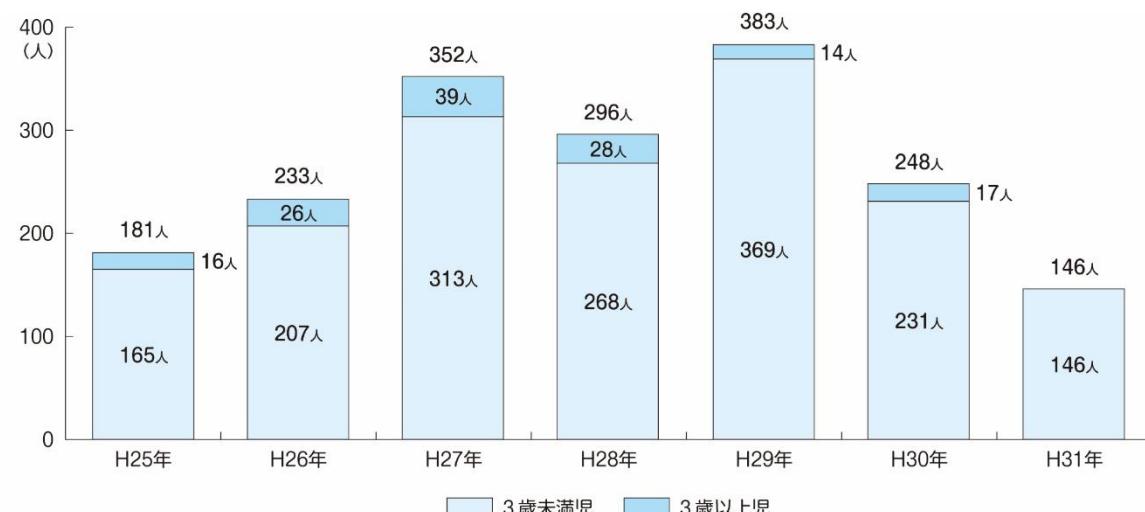
(単位:施設・人)	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
施設数	15	16	16	16	16	16	17
定員数	506	554	555	555	558	552	588

出典:府中市調べ(各年4月1日現在)

保育所待機児童数は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあります。平成31年4月現在で146人となっており、その解消には至っていません。

年齢構成別にみると、3歳未満児の割合は、平成26年にいったん減少したものの、平成28年以降に再び待機児童の90%以上を占める割合で推移し、平成31年には100%となっています。

図表-14 保育所待機児童の人数・割合の推移(府中市)



出典:府中市調べ(各年4月1日現在)

③ 幼稚園の状況

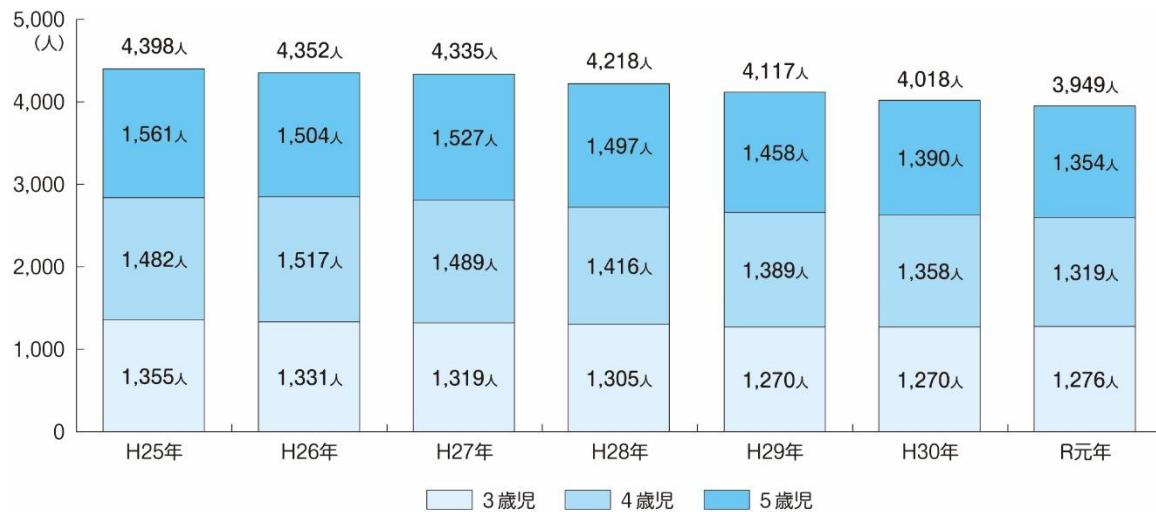
幼稚園は市内に19園あり、うち2園が市立、17園が私立の幼稚園となっています。令和元年5月現在の在園者数は3,949人で、近年においては減少しながら推移しています。

図表-15 幼稚園数の推移(府中市)

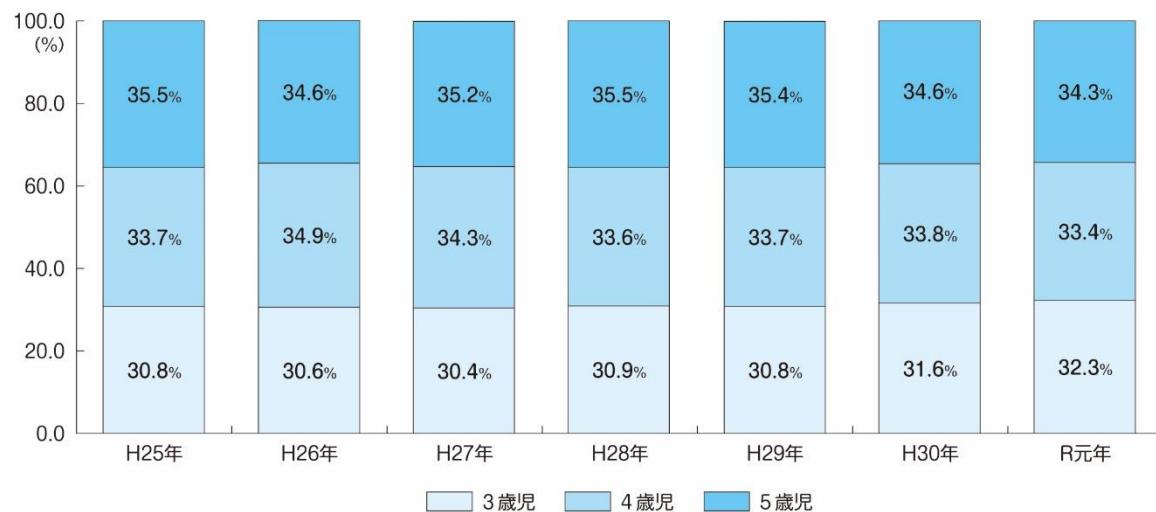
(単位:施設)	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
市立幼稚園 施設数	3	3	3	3	3	3	2
私立幼稚園 施設数	17	17	17	17	17	17	17
計	20	20	20	20	20	20	19

出典:府中市調べ(各年5月1日現在)

図表-16 在園者の年齢別的人数・割合の推移



■ 3歳児 ■ 4歳児 ■ 5歳児



■ 3歳児 ■ 4歳児 ■ 5歳児

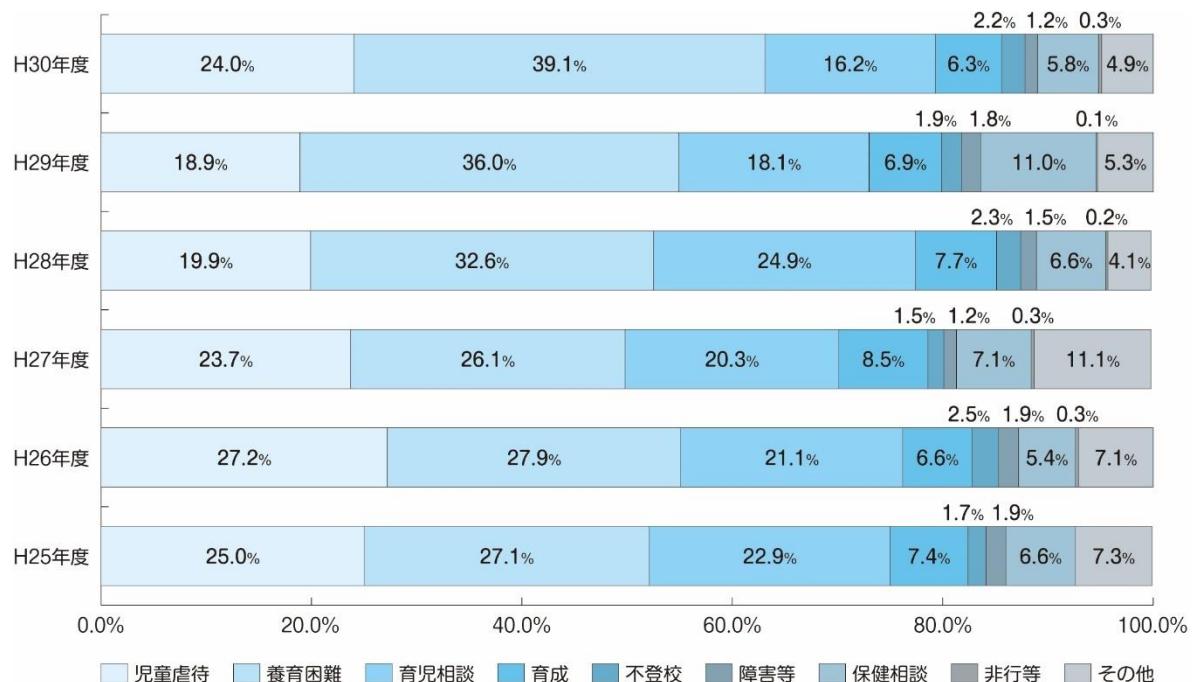
出典:府中市調べ(各年5月1日現在)

(4) 子どもをとりまく課題の状況

① 児童虐待等の状況

府中市子ども家庭支援センター総合相談件数は年々増加しており、平成30年度では1,171件となっています。相談の内訳をみると、実数・割合ともに養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。

図表-17 府中市子ども家庭支援センター総合相談件数の推移(府中市)



(単位:件)	児童虐待	養育困難	育児相談	育成	不登校	障害等	保健相談	非行等	その他	計
H30 年度	281	458	190	74	26	14	68	3	57	1,171
H29 年度	184	351	176	67	19	18	107	1	52	975
H28 年度	198	324	248	77	23	15	66	2	41	994
H27 年度	233	257	200	84	15	12	70	3	109	983
H26 年度	258	265	200	63	24	18	51	3	67	949
H25 年度	216	234	198	64	15	16	57	0	63	863

出典:府中市調べ

全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は大きく増加傾向にあり、平成27年度以降では10万件を上回って推移しています。

また、東京都の児童相談所及び東京都内区市町村の子ども家庭支援センターにおける状況も、同様の傾向が見られ、平成26年度以降では1万件を上回って推移しています。

図表-18 児童虐待相談対応状況の推移(区市町村(都内)、東京都、全国)

(単位:件)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
都内区市町村 (子ども家庭支援センター)	9,479	12,117	13,172	12,949	13,877	17,908
東京都 (児童相談所)	5,414	7,814	9,909	12,494	13,707	17,454
全国 (児童相談所)	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850

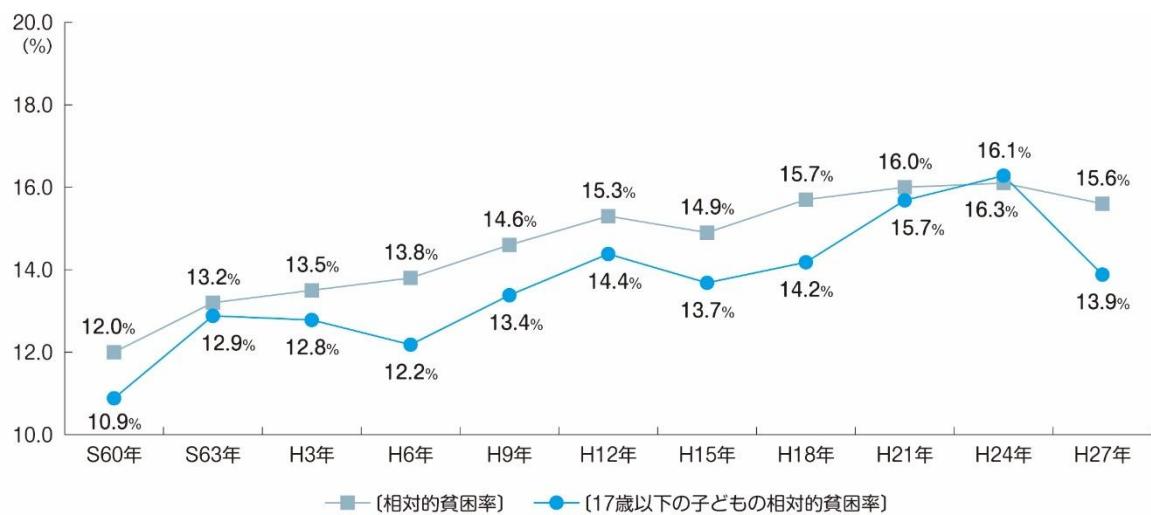
※ H30 年度数値は令和元年9月現在。

出典:社会福祉統計調査 福祉行政報告例

② 子育て家庭の生活の状況

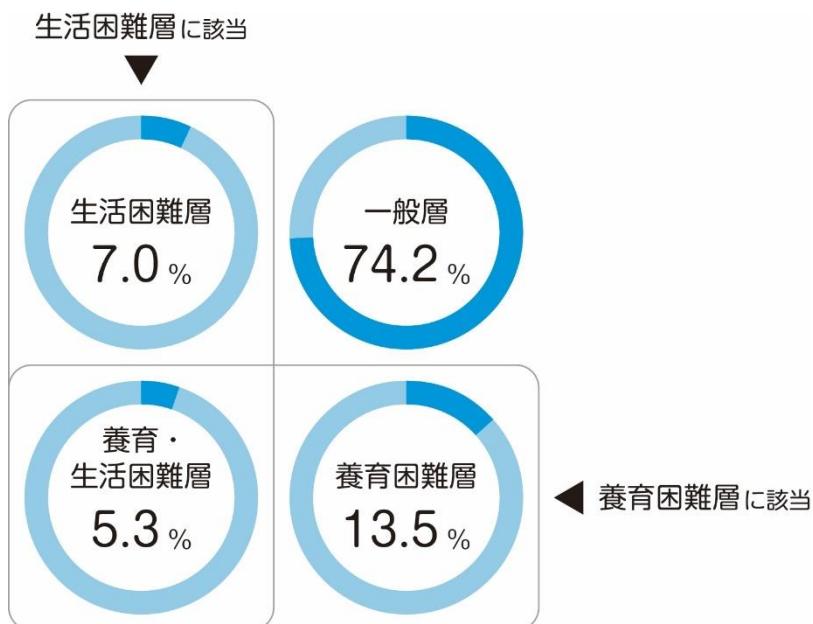
全国の子ども（17歳以下）の貧困率は平成27年時点では13.9%となっており、子どもたちの貧困問題が社会問題となっています。府中市では、平成30年度に実施した子どもの生活実態調査において、経済的に困難を抱える家庭が7.0%、養育に困難を抱える家庭が13.5%、両方に困難を抱える家庭が5.3%となっています。

図表-19 日本の相対的貧困率の推移(全国)



出典:国民生活基礎調査の概況

図表-20 府中市の生活実態調査の4分類のグラフ



出典:平成30年度府中市子どもの生活実態調査

第3章

計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 基本理念及び施策推進の「3つの視点」

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

こうした大切な存在である子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、子ども・子育て支援施策を推進していくものとし、本計画の【基本理念】及び【施策推進の「3つの視点】】を次のとおり定めます。

【基本理念】

次代を担う子ども一人ひとりを
生まれる前から大切にするとともに、
子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します
～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～

【施策推進の「3つの視点】】

1

子どもの幸せを第一に 考える視点

各子ども・子育て支援施策による影響は子ども自身が最も大きく受けることに十分に留意し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるよう配慮していきます。

また、子どもは次代の親となるという認識の元に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

2

全ての子育て家庭を 支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援施策を推進します。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援については、それぞれの子どもや家庭が抱える背景の多様化等の状況に応じたきめ細かな取組を進めます。

3

地域や社会全体で 子ども・子育てを見守り、 育み、支える視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを、行政を始め地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要であるとの認識の下、様々な担い手が参画、協働して子ども・子育てを支援する取組を進めます。

3-2 6つの基本目標

基本理念及び施策推進の「3つの視点」に基づき、次の6つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

1. 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを行います。

また、母と子どもが健康に過ごせるよう、各種健康診査や予防接種、家庭訪問などを実施するとともに、様々な機会を捉えて適切な情報提供や指導を行います。

2. 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育や一時預かり事業の拡充など、多様な保育ニーズに対応できる取組を進めます。

3. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、それぞれの状況に応じて就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

4. 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児童やその家族への支援を行います。

また、子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。

5. 青少年の健全育成

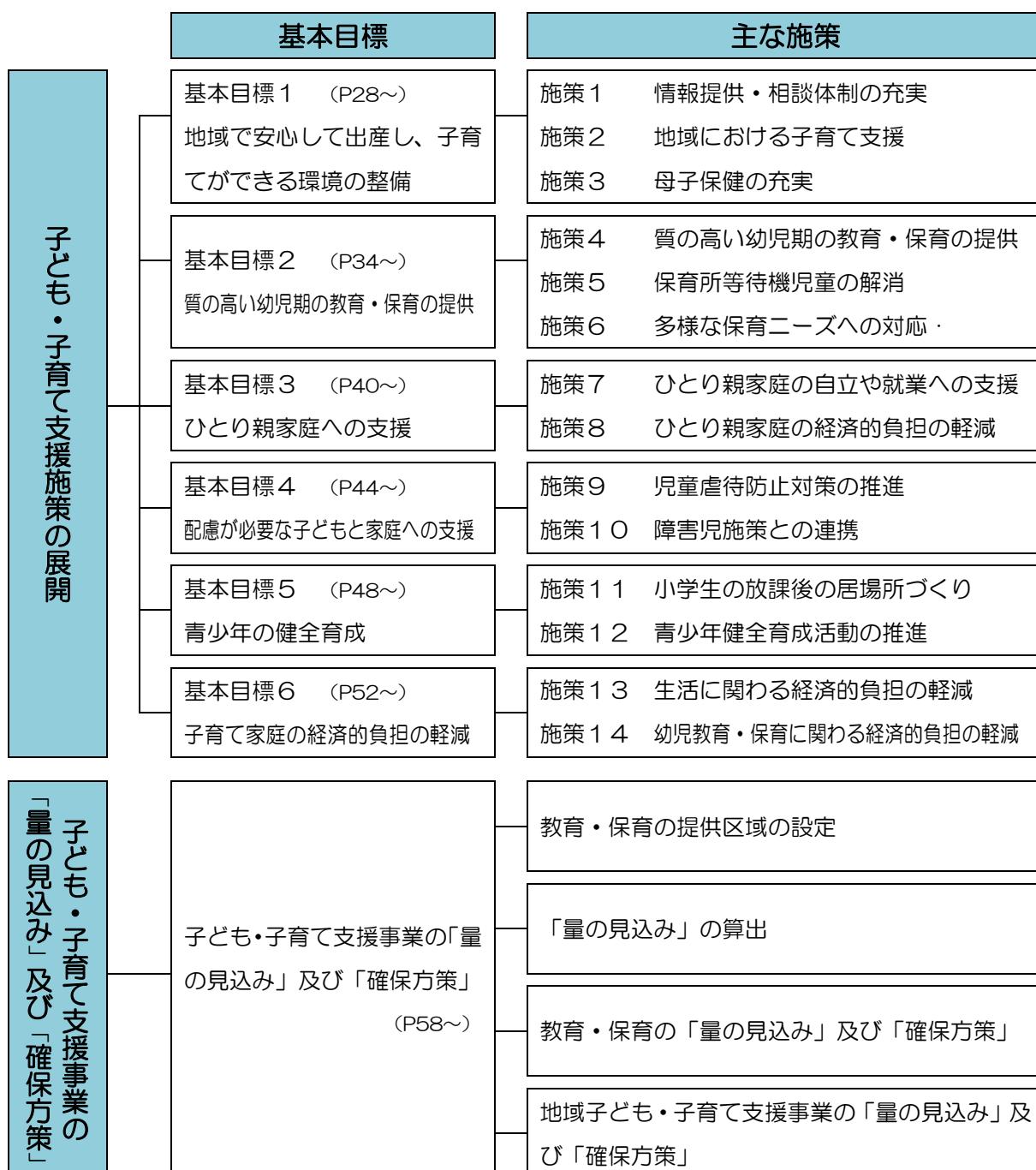
次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、小学生の放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、家庭・地域・学校・警察等との連携・協働による青少年の健全育成に資する取組や、社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組を進めます。

6. 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成、教育・保育に関わる補助等を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

3-3 施策の体系

基本理念	次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、 子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します ～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～
施策推進の「3つの視点」	1. 子どもの幸せを第一に考える視点 2. すべての子育て家庭を支援する視点 3. 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点



第4章

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策 1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、育児に自信がもてなくなり子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えています。こうした不安や悩みを解消するため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、子育て情報誌の配布や、インターネットを活用した子育てサイト・アプリなど、多様な媒体により情報提供しているほか、子ども家庭支援センター「たっち」と保健センターの連携による子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。

子育て情報の発信に関しては、子どもの年齢により情報を活用しない家庭もあるため、さらなる周知と幅広い年齢層のニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。

また、相談体制の充実については、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないよう、地域での相談しやすい体制を構築するとともに、自分から相談できない方に対しては、アウトリーチによる見守りや相談が必要です。

DATA
主な実績

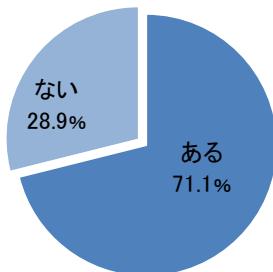
利用者支援事業の計画的な整備を進めたほか、子育て情報の推進では、子育てサイト「ふわっと」のアクセス数が大きく増加しています。

事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
利用者支援事業実施箇所数	2か所	2か所	3か所	6か所
子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
市立保育所(地域子育て支援センター)	0か所	0か所	0か所	2か所
市役所本庁舎保育支援課(保育コンシェルジュ)	0か所	0か所	1か所	1か所
保健センター(子ども家庭支援課母子保健係)	0か所	0か所	0か所	1か所
子育て情報等推進事業				
「子育てのたまて箱」発行部数	13,000 部	13,000 部	12,000 部	13,000 部
子育てサイト「ふわっと」アクセス数	26,924 件	23,887 件	50,146 件	59,276 件

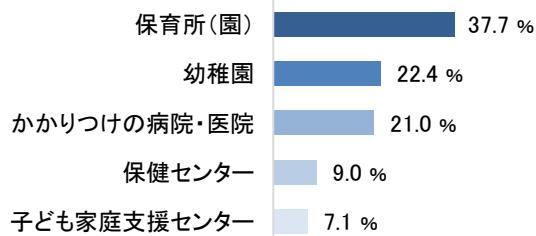
DATA
市民意向調査

子育てに自信がもてなくなることがある保護者が約7割おり、身近な地域にある保育所や幼稚園等に相談しやすい傾向があります。また、保護者の悩み事は、子どもの年齢によって悩みが異なり、3～5歳になると「教育」の視点が加わります。

■子育てに自信がもてなくなることがある保護者



■気軽に相談できる機関



■ 日ごろの子育てで悩んでいること

<0～2歳>

- 1位 子どもの食事や栄養
- 2位 ほめ方・しかり方
- 3位 子どもの発育・発達

<3～5歳>

- 1位 ほめ方・しかり方
- 2位 教育・塾、進学
- 3位 子どもの発育・発達

施策の方向性

出産や子育て支援に関する情報提供については、引き続き子育て情報誌「子育てのたまて箱」や子育てサイト「ふわっと」などを活用して、内容の充実を図ります。

相談体制の充実については、子ども家庭支援センター「たっち」及び保健センター母子保健係を中心に、妊娠期から切れ目のない支援を提供するほか、保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュによる相談支援を継続します。また、地域子育て支援センター「はぐ」において、利用者支援事業の充実を図り、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	利用者支援事業 (★)	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業
応	2	子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たっち」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じる事業
応	3	子育て情報等推進事業	出産や子育て支援に関する情報をインターネットや子育て情報誌など多様な媒体を活用して提供する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 (★)…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策2 地域における子育て支援

現状と課題

近年、共働き家庭の増加や少子高齢化の進行などにより、地域のつながりが希薄になり、身近に相談できる相手がないなど、在宅での子育てにおいては、育児の孤立化が問題とされています。高齢世代と子育て世代のつながりを深め、親と子の育ちを地域で支えていくことが求められています。

各保育所では、在宅で子育てをする家庭を対象に、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を通して、地域での孤立を防止しています。

また、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体を支援することで、地域交流の促進や見守り体制の充実を図っています。地域では、親子が気軽に立ち寄れる場所としての子育てひろばを展開するとともに、幅広い年齢層と交流できる場所としての子ども食堂など、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

DATA
主な実績

子育てひろば事業については、地域子育て支援センターの整備状況により設置か所数が目標とする16か所を下回っています。

事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業実施箇所数	11か所	11か所	13か所	13か所
市立保育所(地域子育て支援センター)	0か所	0か所	2か所	2か所
子ども家庭支援センター	2か所	2か所	2か所	2か所
私立保育園	8か所	8か所	8か所	8か所
ベビーゆうゆう(H28年度までは baby cafe)	1か所	1か所	1か所	1か所

DATA

市民意向調査

個人的なことを相談しあえる近所付き合いがH25年時と比べて低下しており、近所付き合いの親密度が下がる中、身近な地域での居場所や相談場所が不足しています。また、子育てに有効だと思う支援については、育児不安や育児負担の増大に伴い、地域における子育て支援の充実を求める意見が多くなっています。

■個人的なことを相談できる
近所付き合い



■子育てに有効だと思う支援・対策

1位 地域における子育て支援の充実	44.6%
2位 保育事業の充実	41.5%
3位 仕事と家庭生活の両立	38.2%
4位 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	38.1%
5位 地域における子どもの活動拠点の充実	26.8%

施策の方向性

子育てひろばについては、在宅で子育てをしている保護者が、地域で気軽に交流できる拠点として、市立保育所（基幹保育所）における地域子育て支援センター「はぐ」の整備を進めます。また、拠点区域内の子育てひろばのニーズ量のバランスを取りながら、地域子育て支援事業として文化センター等を活用した子育てひろばを実施するほか、私立保育園の子育てひろばなどを計画的に実施していきます。

一方、地域における子育てのネットワークづくりについては、自治会を始めとする地域ネットワークとの連携を図りつつ、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体への支援を通して、市民との協働により推進します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
重 応 1	地域子育て支援事業	市立保育所（基幹保育所）において、利用者支援事業や地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業を行うほか、地域における子育て支援を実施する事業
重 応 2	子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点)事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
応 3	地域子ども・子育て応援事業費補助金	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 (★)…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策3 母子保健の充実

現状と課題

核家族化による孤立した育児環境や望まない妊娠などの問題がある中、妊娠中や出産前後においては、多くの家庭が産後うつなど母親自身の健康状態とともに、子どもの発育や発達に対する不安や悩みなどを抱えています。

こうした不安や悩みを解消するため、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、相談を通して出産前後の家庭の家事・育児支援など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図っています。また、各種健診や予防接種、新生児訪問などの実施により、母子の健康管理を促進しています。

しかし、意向調査において依然として出産前後に不調を感じる母親の割合が高いほか、一人で悩みを抱え込んでしまう母親もいるため、相談や産前産後のサービスなど支援の充実が必要です。

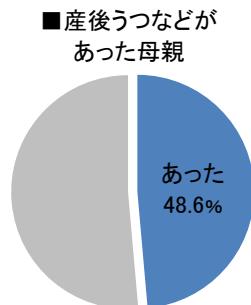
DATA
主な実績

出生数の減少に伴い、母子健康手帳交付冊数や新生児訪問数は減少しています。

主な事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
母子健康づくり支援事業				
母子健康手帳交付冊数	2,362冊	2,274冊	2,120冊	1,957冊
交付時の面談件数				1,899件
新生児訪問数	1,980人	1,866人	1,914人	1,657人
定期予防接種事業 (ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、四種混合、二種混合、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、HPV、B型肝炎(※H28~))				
	9種	10種	10種	10種

DATA
市民意向調査

マタニティブルー、産後うつなどがあった母親が約5割いるほか、予防接種や健康診断等に関する情報を求める割合も比較的高くなっています。



■欲しいと思う子育て情報

1位 子どもと一緒に参加できるイベント情報	65.7%
2位 公園や遊び場に関する情報	46.5%
3位 各種助成や手当などに関する情報	41.5%
4位 予防接種や健康診断等に関する情報	39.4%
5位 子育て支援サービスの情報	25.7%

施策の方向性

母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問等の様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠準備期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。また、妊産婦健診や、全ての子どもに対する各種健診、予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して必要な情報を提供するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行っていきます。各種教室については、参加者の意見等を参考に内容を充実させていきます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	母子健康手帳交付事業	妊娠届を行った妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職が面談を行い、母子保健型利用者支援事業を併せて実施する事業
応	2	妊婦健康診査事業(★)	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
応	3	新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)(★)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
応	4	妊産婦育児教室事業	妊娠から育児期間中の親子を対象とした各種教室を実施する事業
応	5	定期予防接種事業	感染のおそれのある病気の発生及びまん延を防止するため、各種定期予防接種を実施する事業
応	6	産前産後家庭サポート事業	出産前後の妊産婦がいる家庭に援助員を派遣し、家事・育児の援助を行う事業
応	7	産後ケア事業	出産後体調が優れないなどの場合に、産婦が休養できる場所を提供し、助産師によるケアなどを行う事業

※重…重点取組 応…子どもの未来支援基本方針に係る取組 (★)…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策4 質の高い幼児期の教育・保育の提供

現状と課題

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的としています。

本市では、保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、良質な育成環境の維持・向上を図るため、保育施設等に対して保育支援者巡回支援や指導検査を実施しているほか、外部評価を受ける施設に対して財政支援を行っています。

また、保育施設の増加等により全国的に保育分野における人材不足が続いていること、さらなる保育士の人材確保が課題となっています。

DATA
主な実績

平成29年度から保育施設等指導検査事業を新たに開始するとともに、公立保育所長経験者等による巡回支援も実施しました。

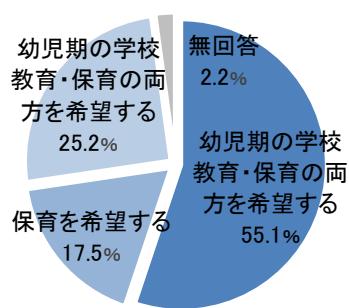
事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
保育支援者巡回支援事業				
認可保育所	21回	19回	29回	51回
認証保育所	12回	8回	12回	8回
その他施設等	2回	2回	5回	6回
保育施設等指導検査事業				
特定教育・保育施設			0施設	23施設
特定地域型保育事業			3事業所	3事業所
多様な事業者の参入促進・能力活用事業(多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし

DATA

市民意向調査

3歳児以上の教育・保育事業の利用にあたっては、「幼児期の学校教育」を希望する人が約3割となっていますが、「保育」との両方を希望する人が過半数を超えており、また、教育・保育事業を選ぶポイントとしては、立地条件が最優先となっていますが、教育・保育の質も重視している傾向にあります。

■希望する教育・保育事業



■教育・保育事業を選ぶポイント

1位 通園距離や立地条件が適しているから	87.2%
2位 教育方針や保育方針の内容がよいから	55.8%
3位 保育に伴うサービスがよいから	33.5%
4位 施設・設備が整っているから	29.3%
5位 園内で調理する手作りの給食が提供されるから	20.7%

施策の方向性

幼児期の教育・保育の質を維持・向上するためには、保育士等の人材確保と人材育成が必要です。そのため、保育士等のキャリアアップに向けた研修や処遇改善につながる事業を実施する施設に対して財政支援を引き続き行い、保育士の人材確保に努めるとともに、保育士に対する研修等の充実を図ります。また、保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、良質な育成環境を維持できるよう、保育支援者巡回支援や指導検査を引き続き実施します。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	保育支援者巡回支援事業	特定教育・保育施設等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談などの巡回支援を行う事業
応	2	保育施設等指導検査事業	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行う事業
	3	多様な事業者の参入促進・能力活用事業（★）	特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して支援を行う事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 （★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策5 保育所等待機児童の解消

現状と課題

国では、生産人口の減少に伴い、女性の社会進出が求められる中、平成29年度に「子育て安心プラン」を発表し、令和2年度末までに待機児童を解消するとしています。全国的に出生率・出生数の減少傾向が続き、少子化が進行する一方で、女性の就業率増加により高まる保育需要に対応するため、本市では、認可保育所の開設や定員増、認可保育所の分園や認証保育所の新設の取組を積極的に進め、待機児童の減少に努めました。

その中で、意向調査において認可保育所を希望する割合が増加し、育児休業の取得状況により特に1・2歳児の保育ニーズが見込まれていますが、就学前児童人口の減少傾向も踏まえて、教育・保育施設の整備を計画的に進める必要があります。

DATA
主な実績

認可保育所の開設や定員増などの取組の結果、待機児童数は平成29年度をピークに減少傾向にあります。

事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
教育・保育事業					
特定教育・保育施設(幼稚園)	5施設	5施設	5施設	5施設	4施設
上記以外の幼稚園	15施設	15施設	15施設	15施設	15施設
特定教育・保育施設(保育所)	42施設	45施設	47施設	50施設	53施設
特定地域型保育事業(小規模保育事業/家庭的保育事業/事業所内保育事業)	0事業	2事業	3事業	3事業	3事業
認可外保育施設等(認証保育所)	16施設	16施設	16施設	16施設	17施設
【参考】待機児童数(保育施設)	352人	296人	383人	248人	146人

DATA

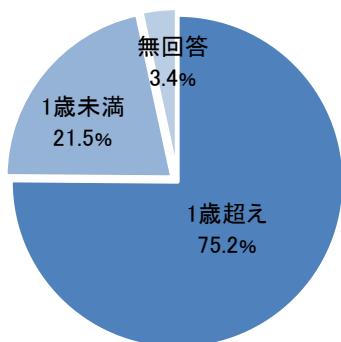
市民意向調査

平成31年4月の待機児童はすべてが3歳未満児となりました。意向調査では、1歳を超えて育児休業を取得予定の母親が約8割となっていますが、女性就業率の増加により保育需要が高まっており、教育・保育事業の利用希望も認可保育所が増加、幼稚園が減少しています。

■待機児童の年齢内訳
(平成31年4月実績)



■育児休業の取得予定



■教育・保育事業の利用希望



施策の方向性

高い保育需要に対応するため、最新の保育ニーズを踏まえ、引き続き施設整備による定員増を図るとともに、ハード面の対応に限定することなく、保育コンシェルジュによる相談や認証保育所に対する運営面等の支援などソフト面の対応も行い、待機児童の解消を図ります。また、3歳未満児を対象とした地域型保育事業を新たに整備する際には、連携施設や卒園後の受け入れ先等の確保策について検討を進めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	教育・保育の提供 (☆)	就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、地域型保育事業等を通じて提供する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 (☆)…教育・保育事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策6 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

共働き家庭の増加、子どもを預かってもらえる親族や知人が近くにいない家庭の増加など、就労や生活環境の変化に伴い、保育ニーズも多様化しています。

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対しては、市内全ての認可保育所で延長保育を実施しているほか、トワイライトステイ事業を行っています。また、不定期の保育ニーズに対しては、一時預かり・定期利用保育、預かり保育、ショートステイ、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。一時預かり事業については、利用者が減少していますが、意向調査において母親が不就労や育児休業取得中の家庭では5割を超える高いニーズがあり、継続した取組が求められています。

DATA
主な実績

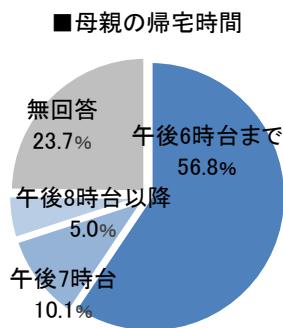
保育施設整備に伴い、延長保育等の実施施設数は増加しています。また、定員拡充により認可保育所を利用できる方が増えたことから、一時預かり事業等の利用数は、減少しています。

事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
延長保育事業実施施設数	26 施設	30 施設	32 施設	36 施設
午後7時まで	16 施設	18 施設	20 施設	22 施設
午後8時まで	9 施設	10 施設	10 施設	12 施設
午後10時まで	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
一時預かり・定期利用保育事業実施施設数及び延利用人数	17 施設 25,575 人	19 施設 25,708 人	22 施設 25,605 人	25 施設 24,316 人
ショートステイ(子育て短期支援事業)実施箇所数及び延利用人数	3 か所 160 人	3 か所 129 人	3 か所 139 人	3 か所 113 人
トワイライトステイ(子育て短期支援事業)実施箇所数及び延利用人数	2 か所 7,637 人	2 か所 7,184 人	2 か所 7,575 人	2 か所 7,341 人
ファミリー・サポート・センター事業提供会員数及び活動件数	498 人 6,670 回	507 人 4,739 回	503 人 4,595 回	502 人 4,258 回
病児・病後児保育事業実施箇所数及び延利用人数	2 か所 634 人	2 か所 686 人	2 か所 745 人	2 か所 560 人

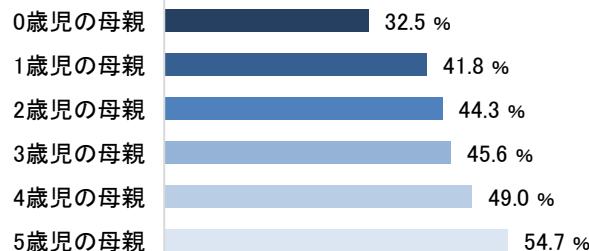
DATA

市民意向調査

半数以上の母親が午後6時台までに帰宅できている一方、午後7時以降に帰宅する母親もいます。また、子どもが生まれた時に働いていなかった母親は年々減少しており、就労と育児の両立支援が求められています。



■子どもが生まれたときに働いていなかった母親



施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き保育サービスの充実に努めます。休日保育、トワイライトステイ、ショートステイについては、継続して実施します。延長保育、一時預かり、定期利用保育については、新規開設の保育園を中心に拡充を図るほか、私立幼稚園においても幼稚園型一時預かりへの移行を検討します。また、ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員の確保に努めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	延長保育事業（時間外保育事業）（★）	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業
応	2	一時預かり・定期利用保育事業（★）	在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業
応	3	預かり保育事業（★）	幼稚園で、通常の利用日・時間以外に在園児を預かる事業
応	4	ショートステイ（子育て短期支援事業）（★）	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる事業
応	5	トワイライトステイ（子育て短期支援事業）（★）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業
応	6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（★）	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業
応	7	病児・病後児保育事業（病児保育事業）（★）	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業

※応…子どもの未来支援基本方針に係る取組 （★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

基本目標3 ひとり親家庭への支援

施策7 ひとり親家庭の自立や就業への支援

現状と課題

ひとり親家庭については、フルタイムで就労している保護者が増加しているものの、収入は低く、養育費を受け取っている家庭も少ないため、子どもの学費や塾代などに不安を抱えています。また、子どもと過ごす時間の不足など仕事と子育ての両立に悩みを抱える家庭が多い中、相談できる相手がない保護者が3割近くおり、ひとり親家庭自立支援相談の利用件数が増加傾向にあります。

意向調査において、条件に合う仕事のあっせんや全般的な相談ができる場所が求められており、養育費など離婚前の相談も含めて対応できるよう、相談体制の充実が必要です。職業訓練給付などの各種ひとり親自立支援事業を実施していますが、利用者数が少なく、さらなる周知が必要です。

DATA
主な実績

ひとり親家庭自立支援相談事業、ひとり親家庭自立支援事業の利用者数は、ともに増加しています。

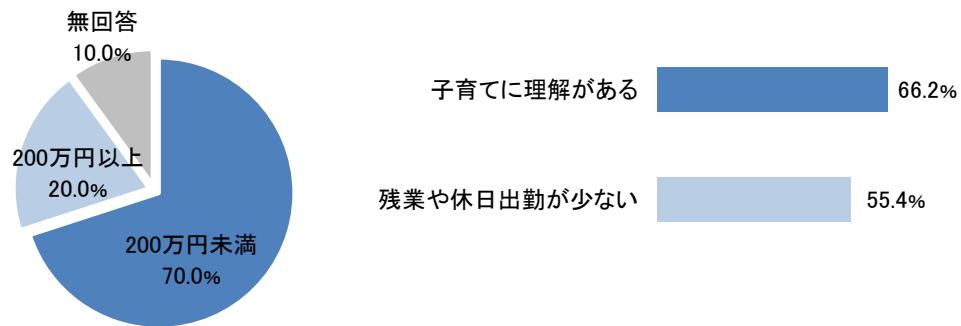
事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ひとり親家庭自立支援相談事業				
相談員数	3人	3人	3人	4人
延相談件数	1,049件	1,390件	2,072件	2,326件
ひとり親家庭自立支援事業				
母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給人数	1人	2人	4人	5人
母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給人数	5人	7人	9人	11人
母子自立支援プログラム策定人数	11人	12人	10人	15人
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	37世帯	35世帯	24世帯	27世帯
利用世帯数・延利用回数	1,874回	1,327回	719回	899回

DATA

市民意向調査

子どもが小さいうちは、仕事と子育ての両立のため、年収が低くなっている傾向があり、家庭状況に合わせた支援が求められています。

■20代の保護者の年間就労収入額 ■小学校3年生までの保護者が仕事を探す際に重視すること



■仕事を始めるときにあつたらよいと思うこと

- | 順位 | 内容 | 割合 |
|----|-------------------|-------|
| 1位 | 条件に合う仕事のあっせん | 50.2% |
| 2位 | 職業・技能講習会などへの経済的支援 | 45.1% |
| 3位 | 全般的な相談ができる場所 | 28.9% |

施策の方向性

ひとり親家庭それぞれの状況に応じて、全般的な相談対応ときめ細やかな支援とともに離婚前に必要な養育費などの相談もできるよう、相談体制を充実し、各種支援制度の周知徹底を図ります。また、仕事と子育ての両立ができるように就労支援と家事・育児支援を行い、ひとり親の負担軽減を図るほか、関係機関と連携して子どもの学習支援を検討します。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	ひとり親家庭自立支援相談事業	ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行い、自立を促す事業
応	2	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来応援基本方針に係る取組

施策8 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

近年、我が国では子どもの貧困が社会問題化し、特にひとり親家庭の子どもの貧困率は5割を超えるなど厳しい状況となっています。意向調査において、暮らし向きが低いと感じている家庭が6割を超えているほか、「府中市子どもの生活実態調査」においても、生活に困難を抱える家庭が多く見られました。

ひとり親家庭の安定した生活のため、各種手当の支給や医療費の助成を行っていますが、依然としてひとり親家庭の経済状況は厳しく、今後も継続して経済的負担の軽減を図る必要があります。

DATA
主な実績

ひとり親家庭対象手当の支給人数は減少傾向にありますが、医療費の助成件数は増加傾向にあります。

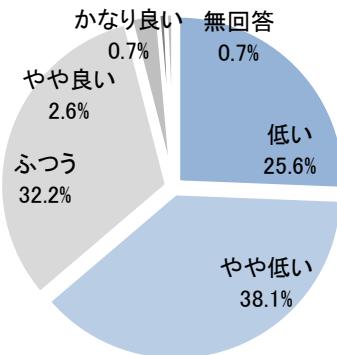
事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ひとり親家庭対象手当延支給人数				
児童扶養手当延支給人数	全部支給 11,360人	10,986人	9,865人	9,835人
	一部支給 8,907人	9,062人	9,543人	9,365人
児童育成手当延支給人数	育成手当 39,776人	39,743人	38,201人	37,084人
	障害手当 2,997人	2,953人	2,831人	2,699人
ひとり親家庭等医療費延助成件数	34,559件	35,593件	37,143件	38,793件

DATA

市民意向調査

暮らし向きを低いと感じている保護者が6割を超えており、習い事の月謝や塾代、学費などに負担を感じています。

■暮らし向きはどの程度だと思うか



■子どもの育児費のうち負担の大きいもの

未就学児	学資保険や積立など	31.6%
小学1～3年生	習い事の月謝など	45.1%
小学4～5年生	塾代	32.1%
中学生	塾代	40.6%
高校生	学費	54.8%

施策の方向性

引き続き、ひとり親家庭に対して各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、家計状況が改善できるよう、関係機関と連携して就労支援や家計相談などを行います。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	ひとり親家庭等対象手当支給事業	児童扶養手当及び児童育成手当をひとり親家庭に支給する事業
応	2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成する事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組

基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

施策9 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

全国的に児童虐待の件数が年々増加しており、重篤な事件も発生しています。本市でも、児童虐待に関する通告や相談件数は増加傾向にある中、子ども家庭支援センター「たっち」において、関係機関との連携を充実し、早期発見・早期対応を行うことで重篤化を防止しています。困ったときに自ら助けを求められない家庭など、潜在化しやすい養育困難家庭が増加する中、今後も虐待の通告先の周知や児童虐待防止に関する意識啓発を図り、早期発見・早期対応を行うことで、児童虐待に至らないように支援するとともに、重篤化を防止することが重要です。また、虐待を受けた児童に対するケアの充実を図る必要があります。

DATA
主な実績

児童虐待や養育困難相談件数、育児支援家庭訪問世帯数すべて平成30年度に大きく増加しています。

事業名・項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
子どもと家庭の総合相談事業				
児童虐待相談件数	233 件	198 件	184 件	281 件
養育困難相談件数	257 件	324 件	351 件	458 件
育児支援家庭訪問世帯数・延回数	73 世帯 1,136 回	67 世帯 818 回	73 世帯 953 回	80 世帯 1,283 回

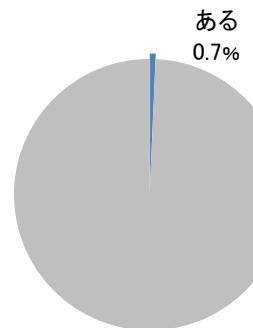
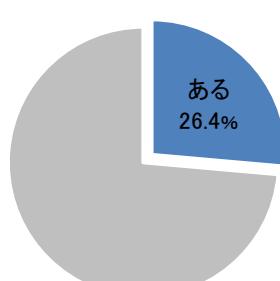
DATA

市民意向調査

子どもをたたいてしまう保護者が3割弱いるほか、子どもの面倒をみないことがある保護者も少数ながら見受けられました。

■イライラして子どもをたたいてしまうことがある

■食事を与えない、風呂に入れないなど子どもの面倒をみないことがある



■虐待を見聞きしたときの通報先

児童相談所	65.8%
警察署	49.2%
子ども家庭支援センター「たっち」	13.6%

施策の方向性

児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、子ども家庭支援センター「たっち」をはじめとした支援機関の周知を図ります。また、保護者への養育支援などによる育児に関する不安や負担の軽減、児童虐待の未然防止とともに、早期発見・早期対応による重篤化の防止に努めます。そのためには専門的な知識が必要であることから、虐待対応に関する研修などを実施し、相談業務に携わる職員や関係者のスキルアップを図ります。虐待を受けた児童に対するケアについては、関係機関とのネットワークを活用し、充実を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)(★)	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
応	2	要保護児童対策地域協議会運営事業	関係機関において要保護児童に関する情報共有や協力要請、児童虐待防止の体制整備等を行う事業
応	3	児童虐待防止の普及啓発事業	ポスター掲示、イベント時の普及啓発グッズやチラシ配布など児童虐待防止の普及啓発を行う事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組 (★) …地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策10 障害児施策との連携

現状と課題

児童福祉法の一部改正により、新たに障害児福祉計画の策定が義務化され、福祉分野においては、平成30年度に策定した障害児福祉計画（第1期）に基づき、施策を展開しています。

子ども・子育て分野においては、保健センター、子ども家庭支援センターをはじめ、保育所、幼稚園などの各関係機関において、療育が必要な子どもや障害児の早期把握と適切な支援へつなげ、保育所及び学童クラブの受け入れを実施しています。

昨今、子どもの発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、発育や発達に関する相談や心身障害者福祉センターの療育指導に対する高い需要に対応できる体制づくりが課題となっており、令和5年度に開設予定の児童発達支援センター（仮称）との連携の在り方を検討する必要があります。

DATA
主な実績

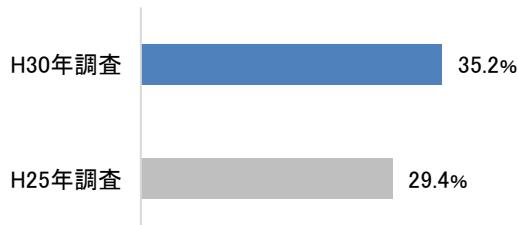
発達相談件数は大幅に増加しており、公立保育所での障害児の受け入れ人数が増加している一方、学童クラブでの障害児の受け入れ人数はほぼ横ばいとなっています。

事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
心身障害者福祉センター・あゆの子分室の発達相談件数	1,662件	1,953件	2,198件	2,416件
保育所・学童クラブにおける障害児の受け入れ人数				
保育所 公立	36人	34人	41人	56人
私立	50人	46人	56人	55人
学童クラブ	114人	102人	99人	100人

DATA
市民意向調査

5年前と比べて、子どもの発育・発達が気になる保護者が増えてきています。

■子どもの発育・発達が気になる保護者



施策の方向性

保健センター、子ども家庭支援センターをはじめ保育所、幼稚園などの子ども・子育てを支援する関係機関は、引き続き、障害児（者）相談支援事業者との連携強化を図り、障害等の早期把握をするとともに、療育が必要な子どもや障害児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。なお、令和5年度に開設予定の児童発達支援センター（仮称）との連携の在り方について検討を進めます。

また、保育所におけるすくすく保育、学童クラブにおける障害児の受け入れ枠を引き続き確保するとともに、受け入れた障害児に対する支援の質の向上や落ち着いて過ごせる環境の確保に努めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	障害等の早期把握・ 早期対応	保健センターや子ども家庭支援センター「たっち」等子ども・子育てを支援する関係機関において、保護者への相談支援や適切な支援へのつなぎなど、療育が必要な子どもや障害児の早期把握・早期対応を図る事業
応	2	保育所及び学童ク ラブにおける障害 児の受け入れ	保育所及び学童クラブにおいて障害児の受け入れを行う事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組

基本目標5 青少年の健全育成

施策11 小学生の放課後の居場所づくり

現状と課題

共働き家庭の増加等により、放課後の居場所に対するニーズは高まり、学童クラブ入会児童数が増加しているほか、現行で午後6時までとしている学童クラブの育成時間の延長を望む声も増えてきています。

現在、学童クラブは全22校の市立小学校区ごと（うち22校中21校において学校の敷地内、または隣接する場所）で実施するとともに、放課後子ども教室は全ての小学校で学校、地域との連携により活動しており、両事業の連携を図りながら、児童の放課後の安全・安心な居場所を提供しています。また、各文化センターに児童館を設置し、地域における児童の安全な居場所を提供しています。

国は、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、女性就業率の上昇を踏まえた学童クラブの整備を図るとともに、学童クラブと放課後子ども教室を同一の小学校内等で実施することにより、両事業のより一層の連携を推進しています。

本市における新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会における検討結果から、両事業の安定的な運営と、市民ニーズや社会状況に応じた改善が不可欠であり、とりわけ学童クラブにおける育成時間の延長、指導員の人員確保、適正な育成面積の確保が喫緊の課題となっています。

DATA
主な実績

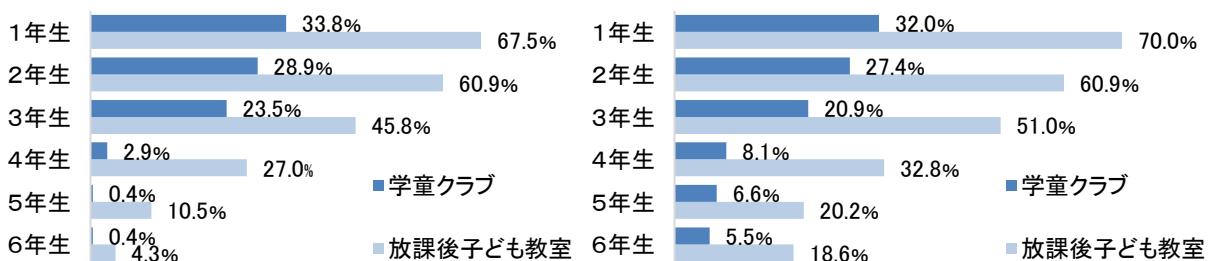
学童クラブの入会人数は増加傾向にあります。放課後子ども教室の登録率は減少が見られるものの、一定数の児童が登録しています。

事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
学童クラブ				
入会人数	1,975人	1,932人	2,032人	2,039人
うち4年生以上	73人	66人	66人	84人
入会率	14.9%	14.5%	15.1%	15.0%
放課後子ども教室				
登録人数	5,060人	5,135人	4,927人	4,912人
登録率	38.2%	38.6%	36.5%	36.0%

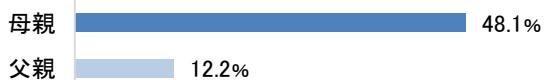
DATA
市民意向調査

小学校1～3年生は登録率・利用希望ともに高い傾向にある一方、学年が進むごとにその割合は減少しています。

■学童クラブ・放課後子ども教室の登録状況(平成30年度実績) ■学童クラブ・放課後子ども教室の利用希望



■午後6時台に帰宅する保護者の割合



施策の方向性

学童クラブ及び放課後子ども教室を引き続き実施し、定期的な会議の開催や合同事業の実施等により、両事業のさらなる連携を図るとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、様々な体験や活動ができる環境の整備を図ることにより、「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

学童クラブにおいては、母親の約半数が午後6時台に帰宅している実態を踏まえ、保護者のニーズに対応するため、育成時間の延長に取り組みます。また、育成時間延長に伴い必要となる指導員の人員確保策を含め、民間活力の導入を視野に入れた運営形態の見直しを検討します。適正な育成面積の確保策については、仮設建築物の設置などの取組を引き続き検討するとともに、学校施設改築等の機会を捉え、関係部署との連携により、放課後子ども教室実施場所の確保策とともに検討します。

また、文化センターの児童館では、引き続き地域における安全な居場所を提供するとともに、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、遊びや体験活動を行います。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
重 応	1	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）（★）	保護者が就労等により専門家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
重 応	2	放課後子ども教室事業	全ての小学生に対し、放課後や夏休み等に学校施設を活用して、安全・安心な居場所を提供する事業

※重…重点取組 応…子どもの未来支援基本方針に係る取組 （★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策12 青少年健全育成活動の推進

現状と課題

本市では、府中市青少年健全育成基本方針に基づき、家庭、学校、地域における関係機関と連携し、犯罪が起こりづらい環境づくりや青少年の非行防止・犯罪被害防止活動を実施するなど青少年の健全育成に取り組んでいます。しかしながら、青少年を取り巻く環境は、インターネットの普及に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を媒介とした犯罪被害やトラブルが増加するなど、日々、大きく変化しており、社会環境の変化に対し柔軟な対応が求められています。

また、若者の自立支援については、19歳から29歳までの方とその保護者を対象に、生きづらさを抱える若者自身の悩みや保護者の子育てに関する相談を実施し、関係機関の紹介のほか、必要な情報の提供及び助言を行っていますが、市民意向調査では「相談しても解決できないと思う」などの理由から、相談窓口を利用したいと思わないと回答している方が多い状況です。相談窓口の周知や利用しやすい環境づくりが課題となっています。

DATA
主な実績

青少年健全育成事業については、青少年健全育成協力店登録件数が店舗の廃業などにより減少しています。また、青少年総合相談運営事業の新規相談件数は減少しています。

事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
青少年健全育成事業				
子ども緊急避難の家登録件数	1,867件	1,854件	1,796件	1,754件
青少年健全育成協力店登録件数	144件	153件	154件	147件
青少年対策地区活動推進費補助事業実施回数	308回	325回	356回	354回
青少年総合相談運営事業				
若者や子育てに関する新規相談件数 ※		28件(54件)	30件(33件)	7件(16件)
ひきこもりやニートに関する新規相談件数 ※		24件(47件)	38件(75件)	18件(74件)

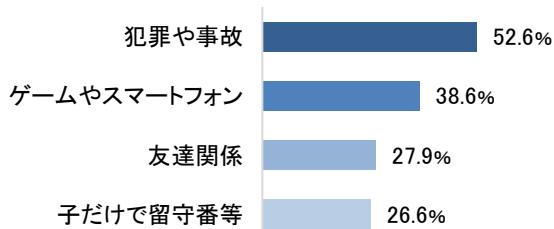
※ ()は延べ件数

DATA

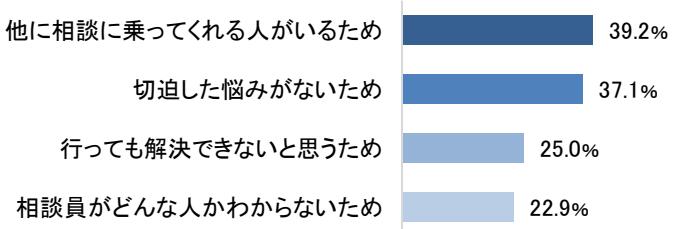
市民意向調査

犯罪や事故に巻き込まれることを心配する保護者が多い状況です。相談窓口を利用したいと思わない理由は、「行っても解決できないと思うため」などとなっています。

■放課後の過ごし方で心配なこと



■相談窓口を利用したいと思わない理由



施策の方向性

家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が地域の中で健やかに成長できるよう支援します。また、青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないよう環境浄化活動や見守り活動を継続的に実施するとともに、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した青少年健全育成活動を推進します。

また、若者の自立支援については、若者やその家族が抱える問題が複雑化・深刻化する前に相談できるよう、相談窓口の周知とともに、利用しやすい環境づくりを行います。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	青少年健全育成協調事業及び青少年健全育成市民活動の推進事業	青少年対策地区委員会や健全育成協力店等の関連団体と連携し、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行防止、青少年の多世代交流の機会提供などの取組を推進する事業
応	2	青少年総合相談運営事業	子ども・若者育成支援推進法の基本理念にのっとり、若者の育成支援に関する相談を実施するとともに、社会生活に困難を抱える子ども・若者に対し、庁内関係課、NPO等の関係機関との連携により自立を支援する事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組

基本目標6 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策13 生活に関わる経済的負担の軽減

現状と課題

本市では、子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、中学校3年生（15歳に達する日以後最初の3月31日）までの児童がいる家庭を対象に児童手当を支給しているほか、医療費については、所得に関係なく、中学校3年生までの児童・生徒を対象に助成を行っており、近隣市と比較しても充実した内容となっています。

意向調査において、各種助成や手当などに関する情報についての関心は高い傾向にあり、今後も国の動向を注視し、適切な支給及び助成を行うことが必要です。

DATA
主な実績

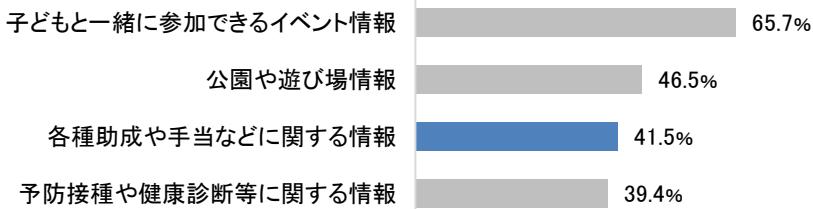
児童手当の支給人数と乳幼児医療費助成件数は減少している一方、義務教育就学児医療費助成件数は増加しています。

事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
児童手当支給延人数	392,551人	390,786人	390,190人	387,045人
医療費助成延件数				
乳幼児医療費助成件数	295,115件	308,707件	300,213件	296,927件
義務教育就学児医療費助成件数	256,583件	273,328件	274,247件	283,437件

DATA
市民意向調査

約4割の保護者が各種助成や手当などに関する情報を求めています。

■欲しいと思う子育て情報



施策の方向性

子育て中の家庭に対し、引き続き児童手当の支給及び子ども医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	児童手当支給事業	児童手当を中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童がいる家庭を対象として支給する事業
応	2	子ども医療費助成事業	中学校3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を対象に、医療費の助成を行う事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組

施策14 幼児教育・保育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園を利用する満3歳から小学校就学前までの子どもや保育施設等を利用する3~5歳児クラスの子どもと市民税非課税世帯の0~2歳児クラスの子どもを対象に保育料等が無償化されました。

本市では3歳未満の子どもの4割、3歳以上の子どもの9割以上は教育・保育施設を利用しており、これまで認可外保育施設利用者や私立幼稚園利用者に対する補助を行ってきました。

今後も国の動向を注視し、適切な対応を図ることが必要です。

DATA
主な実績

認可外保育施設入所児童保護者補助金支給人数は増加傾向にある一方、私立幼稚園に関する各種補助金はほぼ横ばいとなっています。

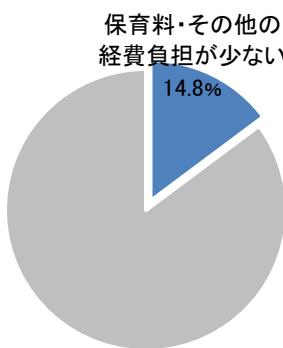
事業名・項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
認可外保育施設入所児童保護者補助金支給人数	6,840人	7,050人	7,077人	7,393人
私立幼稚園等入園料補助金支給人数	1,215人	1,228人	1,173人	1,159人
私立幼稚園等保育料補助金支給人数	3,386人	3,420人	3,371人	3,360人
私立幼稚園就園奨励費補助金支給人数	2,468人	2,470人	2,453人	2,437人

DATA

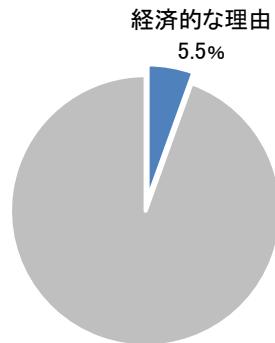
市民意向調査

教育・保育事業を選ぶ際に保育料・その他経費の負担が少ないことを重視する家庭や、経済的理由で教育・保育を利用できない家庭があることがわかります。

■教育・保育事業を選ぶポイント



■経済的理由で教育・保育を利用できない家庭



施策の方向性

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行うとともに、認可外保育施設利用者や私立幼稚園利用者に対する補助を引き続き行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要
応	1	認可外保育施設入所児童に関する補助事業	認証保育所等の認可外保育施設を利用する児童の保護者に対して、保育料を助成することにより、保護者の負担の軽減を図る事業
応	2	私立幼稚園等就園児に関する補助事業	私立幼稚園等に入園及び在籍する幼児の保護者に対して、保育料及び入園料等を助成することにより、保護者の負担の軽減を行い、幼児教育の振興と充実を図る事業
応	3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用等及び子ども・子育て支援新制度未施行幼稚園に保護者が支払うべき食事の提供にかかる費用（副食材料費）を助成する事業

※応…子どもの未来応援基本方針に係る取組

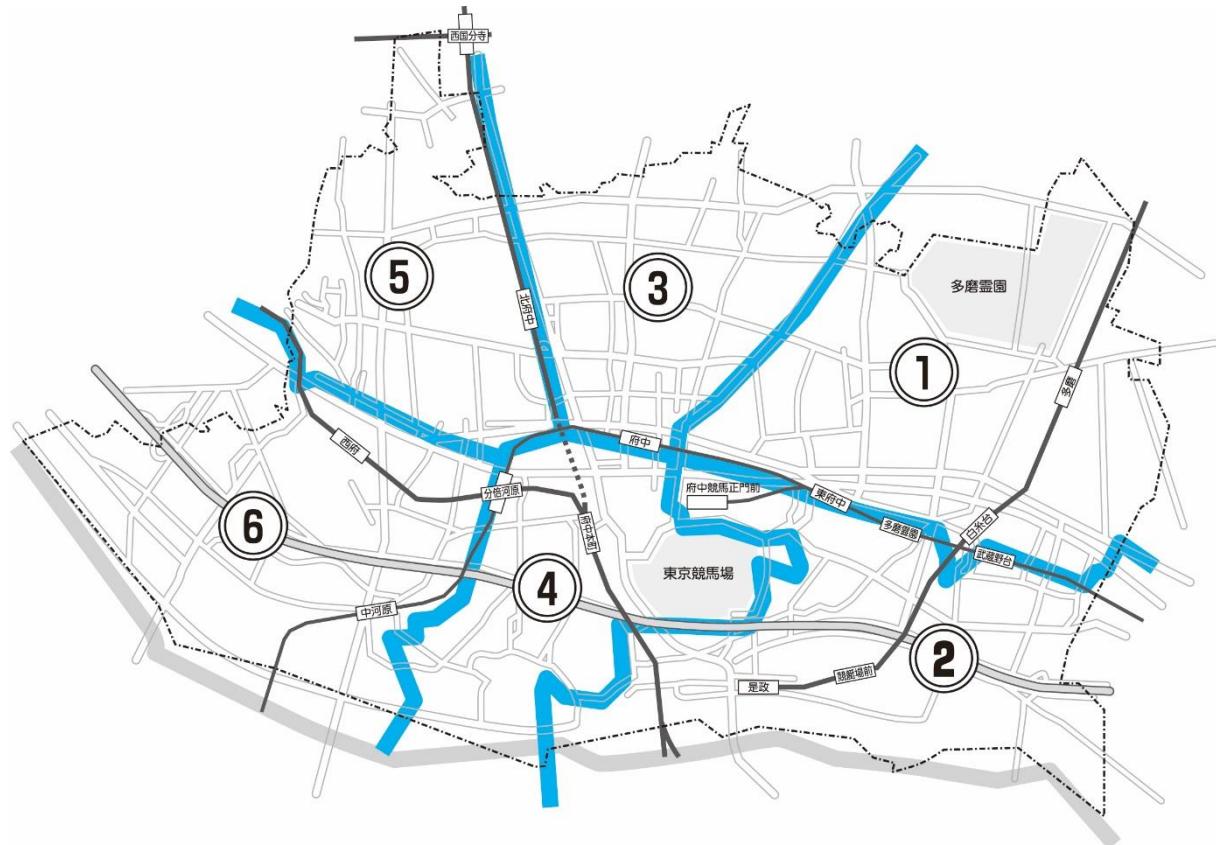
第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

5-1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市の区域設定にあたっては、福祉関連の各種計画を包括する「府中市福祉計画」及び「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」の基礎的エリアである「6つの福祉エリア」を、本計画においても「6つの教育・保育提供区域」として位置付けます。



第1区域：多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町

第2区域：白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政

第3区域：天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町

第4区域：宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町

第5区域：日鋼町、武藏台、北山町、西原町、美好町（1～2丁目）、

本宿町（3～4丁目）、西府町（3～4丁目）、東芝町

第6区域：美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、

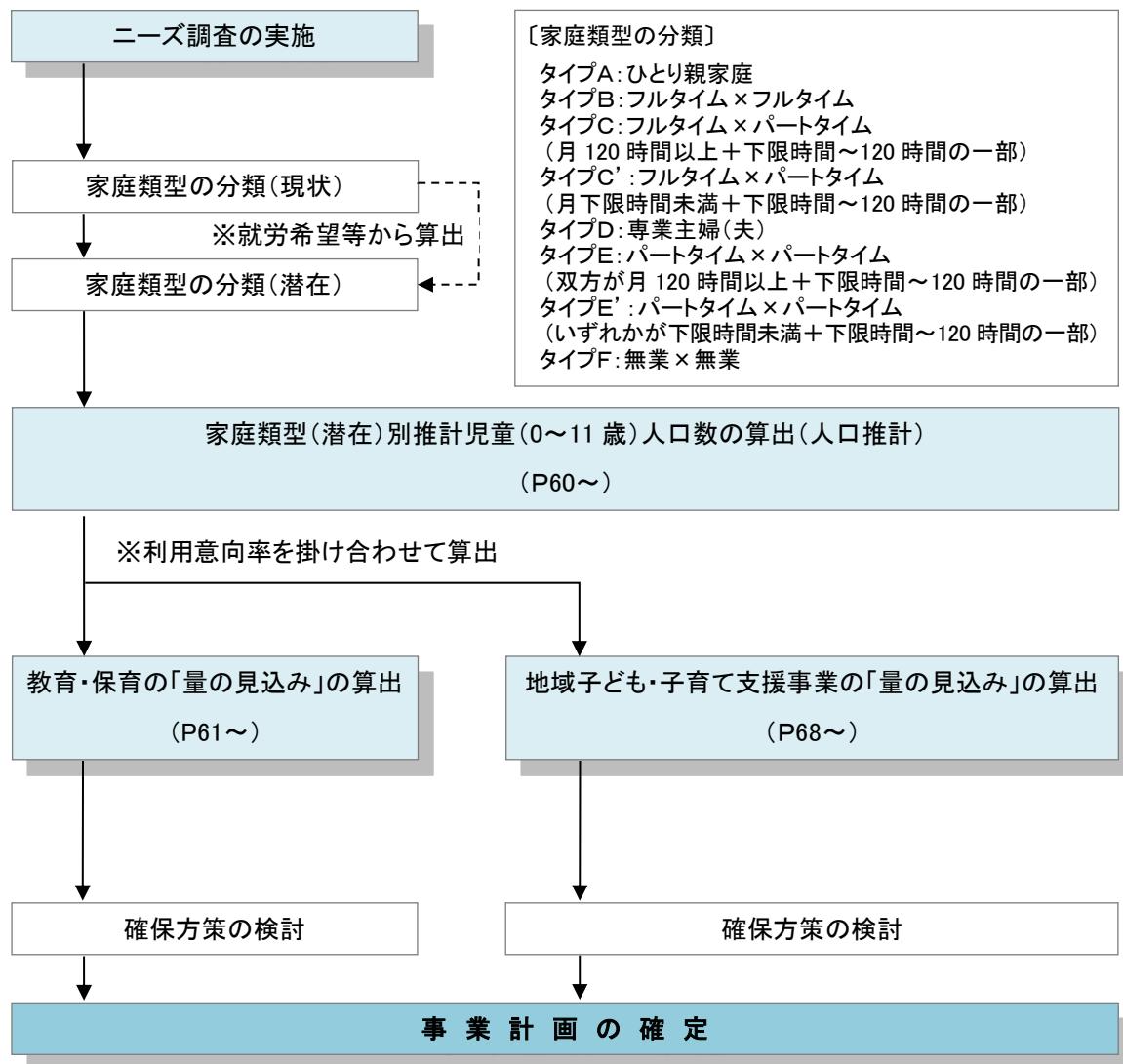
西府町（1～2・5丁目）

5-2 「量の見込み」の算出

(1) 「量の見込み」の算出手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、市民意向調査のうち、就学前児童調査及び小学生調査の結果を基に、国の『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等のための考え方』に沿って算出しました。

図表-21 「量の見込み」算出の流れ



※ニーズ調査を基に算出することを基本としつつ、算出した量の見込みに補正が必要な場合は、事業の利用状況など地域の実情を踏まえて算出することとされています。

(2) 子どもの人口推計

「量の見込み」の算出基礎として、本計画期間における子どもの人口推計を次のとおり行いました。令和2年の27,203人から、令和6年の25,290人へと減少傾向にあります。

図表-22 子ども人口の推移(人)



※ 平成27年～平成31年の住民基本台帳（各年4月1日）を基に算出しました。

5-3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 市全体の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は次のとおりとなります。

施設種別(単位:施設)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	57	60	61	60	58	58
認可保育所	53	56	58	57	56	56
幼稚園	4	4	3	3	2	2
上記以外の幼稚園	15	15	15	15	15	15
特定地域型保育事業	3	3	3	3	3	3
認可外保育施設	20	21	21	21	21	21

	R元年度(実績)				R2年度			
	0歳	1・2歳	3・5歳		0歳	1・2歳	3・5歳	
	保育を希望		教育を希望		保育を希望		教育を希望	
	3号	2号	2号	1号	3号	2号	2号	1号
①量の見込み					525	2,303	2,942	3,798
②確保方策	509	2,129	3,351		527	2,254	3,520	4,510
特定教育・保育施設	397	1,733	3,223		655	415	1,864	3,385
上記以外の幼稚園					3,855			3,855
特定地域型保育事業	8	24	0			8	24	0
認可外保育施設	104	372	128			104	366	135
③差異(②-①)					2	-49	578	712

	R3年度				R4年度			
	0歳	1・2歳	3・5歳		0歳	1・2歳	3・5歳	
	保育を希望		教育を希望		保育を希望		教育を希望	
	3号	2号	2号	1号	3号	2号	2号	1号
①量の見込み	518	2,223	2,867		3,700		515	2,267
②確保方策	532	2,281	3,556		4,370		532	2,271
特定教育・保育施設	420	1,891	3,421		515	420	1,881	3,419
上記以外の幼稚園					3,855			3,855
特定地域型保育事業	8	24	0			8	24	0
認可外保育施設	104	366	135			104	366	135
③差異(②-①)		14	58	689	670	17	4	836
								861

	R5年度				R6年度			
	0歳	1・2歳	3・5歳		0歳	1・2歳	3・5歳	
	保育を希望		教育を希望		保育を希望		教育を希望	
	3号	2号	2号	1号	3号	2号	2号	1号
①量の見込み	510	2,245	2,612		3,371		509	2,228
②確保方策	529	2,261	3,524		4,230		529	2,258
特定教育・保育施設	417	1,871	3,389		375	417	1,868	3,364
上記以外の幼稚園					3,855			3,855
特定地域型保育事業	8	24	0			8	24	0
認可外保育施設	104	366	135			104	366	135
③差異(②-①)		19	16	912	859	20	30	1,015
								1,024

第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(2) 提供区域別の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

市全体の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を就学前児童人口等により提供区域別に按分した結果、次のとおりとなります。なお、1号認定については市内全域を1区域として設定します。

第1区域（多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台（1～3丁目）、若松町、浅間町、緑町）

施設種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	12	12	12	12	11	11
認可保育所	11	11	11	11	11	11
幼稚園	1	1	1	1	0	0
上記以外の幼稚園	2	2	2	2	2	2
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
認可外保育施設	3	3	3	3	3	3

	R元年度(実績)			R2年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み				90	391	536
②確保方策	85	346	586	91	375	606
特定教育・保育施設	77	316	575	83	345	595
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	2	8	0	2	8	0
認可外保育施設	6	22	11	6	22	11
③差異(②-①)				1	-16	70

	R3年度			R4年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み	90	377	523	89	385	495
②確保方策	91	375	606	91	375	606
特定教育・保育施設	83	345	595	83	345	595
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	2	8	0	2	8	0
認可外保育施設	6	22	11	6	22	11
③差異(②-①)	1	-2	83	2	-10	111

	R5年度			R6年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み	87	380	476	90	378	453
②確保方策	91	375	606	91	375	606
特定教育・保育施設	83	345	595	83	345	595
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	2	8	0	2	8	0
認可外保育施設	6	22	11	6	22	11
③差異(②-①)	4	-5	130	1	-3	153

第2区域（白糸台（4～6丁目）、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政）

施設種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	12	13	12	12	12	12
認可保育所	11	12	12	12	12	12
幼稚園	1	1	0	0	0	0
上記以外の幼稚園	3	3	3	3	3	3
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
認可外保育施設等	4	4	4	4	4	4

①量の見込み	R元年度(実績)			R2年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	133	548	783	128	564	849
特定教育・保育施設	106	449	762	109	490	828
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	1	4	0	1	4	0
認可外保育施設	26	95	21	18	70	21
③差異(②-①)				0	5	113

①量の見込み	R3年度			R4年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	128	555	849	128	545	849
特定教育・保育施設	109	481	828	109	471	828
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	1	4	0	1	4	0
認可外保育施設	18	70	21	18	70	21
③差異(②-①)	2	16	132	3	-4	170

①量の見込み	R5年度			R6年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	128	542	827	128	539	802
特定教育・保育施設	109	468	806	109	465	781
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	1	4	0	1	4	0
認可外保育施設	18	70	21	18	70	21
③差異(②-①)	4	-2	174	4	-2	181

第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

第3区域（天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町）

施設種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	7	8	8	8	8	8
認可保育所	6	7	7	7	7	7
幼稚園	1	1	1	1	1	1
上記以外の幼稚園	5	5	5	5	5	5
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設等	7	8	8	8	8	8

	R元年度(実績)			R2年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み				86	382	394
②確保方策	85	304	456	99	365	535
特定教育・保育施設	48	187	380	54	229	452
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	37	117	76	45	136	83
③差異(②-①)				13	-17	141

	R3年度			R4年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み	85	348	384	90	377	364
②確保方策	99	365	535	99	365	535
特定教育・保育施設	54	229	452	54	229	452
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	45	136	83	45	136	83
③差異(②-①)	14	17	151	9	-12	171

	R5年度			R6年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み	84	373	350	81	369	333
②確保方策	99	365	535	99	365	535
特定教育・保育施設	54	229	452	54	229	452
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	45	136	83	45	136	83
③差異(②-①)	15	-8	185	18	-4	202

第4区域（宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町）

施設種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	8	8	8	8	8	8
認可保育所	8	8	8	8	8	8
幼稚園	0	0	0	0	0	0
上記以外の幼稚園	1	1	1	1	1	1
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2	2

	R元年度(実績)			R2年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み				70	301	312
②確保方策	73	304	398	73	304	398
特定教育・保育施設	57	257	398	57	257	398
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	16	47	0	16	47	0
③差異(②-①)				3	3	86

	R3年度			R4年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み	69	290	304	63	295	289
②確保方策	73	304	398	73	304	398
特定教育・保育施設	57	257	398	57	257	398
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	16	47	0	16	47	0
③差異(②-①)		4	14	94	10	9
						109

	R5年度			R6年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
①量の見込み	69	294	277	68	291	263
②確保方策	73	304	398	73	304	398
特定教育・保育施設	57	257	398	57	257	398
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	16	47	0	16	47	0
③差異(②-①)		4	10	121	5	13
						135

第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

第5区域(日鋼町、武藏台、北山町、西原町、美好町(1~2丁目)、本宿町(3~4丁目)、 西府町(3~4丁目)、東芝町)

施設種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	6	6	7	6	6	6
認可保育所	5	5	6	5	5	5
幼稚園	1	1	1	1	1	1
上記以外の幼稚園	2	2	2	2	2	2
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	1
認可外保育施設	2	2	2	2	2	2

①量の見込み	R元年度(実績)			R2年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	46	220	434	46	218	426
特定教育・保育施設	34	164	414	34	162	406
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	5	12	0	5	12	0
認可外保育施設	7	44	20	7	44	20
③差異(②-①)	-5	7	88	-5	18	105

①量の見込み	R3年度			R4年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	46	225	418	46	225	418
特定教育・保育施設	34	169	398	34	169	398
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	5	12	0	5	12	0
認可外保育施設	7	44	20	7	44	20
③差異(②-①)	-5	7	88	-5	18	105

①量の見込み	R5年度			R6年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	46	225	418	46	225	418
特定教育・保育施設	34	169	398	34	169	398
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	5	12	0	5	12	0
認可外保育施設	7	44	20	7	44	20
③差異(②-①)	-4	21	117	-4	22	132

第6区域（美好町（3丁目）、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町（1～2丁目）、西府町（1～2・5丁目））

施設種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特定教育・保育施設	12	13	14	14	13	13
認可保育所	12	13	14	14	13	13
幼稚園	0	0	0	0	0	0
上記以外の幼稚園	2	2	2	2	2	2
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	2	2	2	2	2	2

①量の見込み	R元年度（実績）			R2年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	87	407	694	90	428	706
特定教育・保育施設	75	360	694	78	381	706
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	12	47	0	12	47	0
③差異(②-①)				-8	-33	81

①量の見込み	R3年度			R4年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	95	457	750	95	457	748
特定教育・保育施設	83	410	750	83	410	748
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	12	47	0	12	47	0
③差異(②-①)	-2	6	141	-2	3	170

①量の見込み	R5年度			R6年度		
	0歳	1・2歳	3・5歳	0歳	1・2歳	3・5歳
	保育を希望			保育を希望		
	3号		2号	3号		2号
②確保方策	92	450	740	92	450	740
特定教育・保育施設	80	403	740	80	403	740
上記以外の幼稚園						
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	12	47	0	12	47	0
③差異(②-①)	-4	0	185	-4	4	212

5-4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要と「量の見込み」の算出方法

新制度における地域子ども・子育て支援事業は、13事業中11事業について「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。各事業の概要と算出方法は次のとおりです。

図表-23 地域子ども・子育て支援事業の概要及び「量の見込み」算出方法

No.	事業名称	事業概要（再掲）	算出方法
①	利用者支援事業	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業	独自推計 (提供区域ごとに1か所以上)
②	子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	市民意向調査
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	独自推計 (推計妊婦人口×100%)
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	独自推計 (推計0歳人口×93%)
⑤	延長保育事業 (時間外保育事業)	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業	独自推計 (実績平均)
⑥	ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる事業	市民意向調査
⑦	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業	市民意向調査

No.	事業名称	事業概要（再掲）	算出方法
⑧	一時預かり事業等 ・一時預かり事業・定期利用保育事業 ・トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業） ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業・定期利用保育事業 在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業 ・トワイライトステイ事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業 	市民意向調査
⑨	病児・病後児保育事業（病児保育事業）	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	市民意向調査
⑩	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	独自推計 (実績平均)
⑪	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業	市民意向調査
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用等及び子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に保護者が支払うべき食事の提供にかかる費用（副食材料費）を助成する事業	—
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対して支援を行う事業	—

第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(2) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

国の算出方法に基づき、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は次のとおりとなります。

図表-24 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

区分	単位	実績		推計					
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
① 利用者支援事業									
量の見込み(実績)		6	8	8	8	8	8	8	8
確保方策		6	8	8	8	8	8	8	8
子ども家庭支援センター	か所	2	2	2	2	2	2	2	2
地域子育て支援センター		2	4	4	4	4	4	4	4
保健センター		1	1	1	1	1	1	1	1
市役所本庁舎		1	1	1	1	1	1	1	1
差異		0	0	0	0	0	0	0	0
② 子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業) ※区域別別掲									
量の見込み(実績)	人日	86,009	86,009	81,750	80,965	80,159	79,714		
確保方策		194,080	217,480	217,480	217,480	217,480	217,480		
差異		108,071	131,471	135,730	136,515	137,321	137,766		
実施か所	か所	13	15	15	15	15	15	15	15
子ども家庭支援センター		2	2	2	2	2	2	2	2
地域子育て支援センター		2	4	4	4	4	4	4	4
私立保育園		8	8	8	8	8	8	8	8
その他の		1	1	1	1	1	1	1	1
③ 妊婦健診事業									
量の見込み(実績)	人	1,662	1,893	1,873	1,851	1,829	1,809		
確保方策		1,662	1,893	1,873	1,851	1,829	1,809		
差異		0	0	0	0	0	0		
④ 乳児家庭全戸訪問事業									
量の見込み(実績)	人	1,657	1,728	1,703	1,695	1,677	1,675		
確保方策		1,657	1,728	1,703	1,695	1,677	1,675		
差異		0	0	0	0	0	0		

第5章
子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

	区分	単位	実績	推計				
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
⑤ 延長保育事業(時間外保育事業)								
量の見込み(実績)			3,480	3,182	3,182	3,182	3,182	3,182
確保方策	人		3,480	3,182	3,182	3,182	3,182	3,182
差異			0	0	0	0	0	0
実施か所	か所		50	56	58	57	56	56
⑥ ショートステイ事業(子育て短期支援事業)								
量の見込み(実績)			113	413	398	385	376	365
確保方策	人日		2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
差異			2,807	2,507	2,522	2,535	2,544	2,555
実施か所	か所		3	3	3	3	3	3
⑦ ファミリー・サポート・センター事業(小学生)(子育て援助活動支援事業)								
量の見込み(実績)			1,718	2,644	2,611	2,642	2,597	2,564
確保方策	人日		10,442	10,712	10,982	11,253	11,523	11,794
差異			8,724	8,068	8,371	8,611	8,926	9,230
⑧ 一時預かり事業等 ※区域別別掲(一時預かりのみ)								
幼稚園による一時預かり(預かり保育)								
量の見込み(実績)				197,598	192,537	182,586	175,422	166,836
確保方策	人日			197,598	192,537	182,586	175,422	166,836
差異				0	0	0	0	0
実施か所	か所		17	17	17	17	17	17
その他(一時預かり事業、定期利用保育事業、トワイライトステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児))								
量の見込み(実績)			31,590	31,463	30,308	29,326	28,578	27,770
確保方策	人日		109,554	128,160	133,766	134,171	134,577	134,982
差異			77,964	96,697	103,458	104,845	105,999	107,212
実施か所(一時預かり)	か所		25	32	34	34	34	34
実施か所(トワイライトステイ)			2	2	2	2	2	2
⑨ 病児・病後児保育事業(病児保育事業)								
量の見込み(実績)			560	2,271	2,187	2,116	2,062	2,004
確保方策	人日		3,902	3,902	5,150	5,150	5,150	5,150
差異			3,342	1,631	2,963	3,034	3,088	3,146
実施か所	か所		7	7	8	8	8	8

第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

	区分	単位	実績	推計					
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
⑩ 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)									
量の見込み(実績)	世帯	80	75	75	75	75	75	75	
確保方策		80	75	75	75	75	75	75	
差異		0	0	0	0	0	0	0	
⑪ 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)									
量の見込み(実績)									
1年生	人	748	744	771	744	707	714		
2年生		671	650	635	658	635	603		
3年生		536	503	518	506	524	506		
4年生		66	198	186	192	188	194		
5年生		10	158	160	151	155	152		
6年生		8	132	135	136	128	132		
合計		2,039	2,385	2,405	2,387	2,337	2,301		
確保方策 ※	か所	2,039	2,385	2,405	2,387	2,337	2,301		
差異		0	0	0	0	0	0		
実施か所(学童クラブ)		22	22	22	22	22	22		
実施か所(放課後子ども教室)		22	22	22	22	22	22		

※学童クラブと放課後子ども教室の2事業により対応。

図表-25 【区域別】子育てひろば(地域子育て支援拠点)事業の「量の見込み」及び「確保方策」

区分	単位	実績		推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
② 地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業								
第1区域	量の見込み	人日	17,595	20,470	19,456	19,269	19,077	18,972
	確保方策		41,129	52,829	52,829	52,829	52,829	52,829
	差 異		23,534	32,359	33,373	33,560	33,752	33,857
	実施か所	か所	4	5	5	5	5	5
第2区域	量の見込み	人日	13,517	15,654	14,879	14,736	14,589	14,508
	確保方策		31,920	31,920	31,920	31,920	31,920	31,920
	差 異		18,403	16,266	17,041	17,184	17,331	17,412
	実施か所	か所	3	3	3	3	3	3
第3区域	量の見込み	人日	15,857	12,729	12,099	11,983	11,864	11,798
	確保方策		36,670	36,670	36,670	36,670	36,670	36,670
	差 異		20,813	23,941	24,571	24,687	24,806	24,872
	実施か所	か所	2	2	2	2	2	2
第4区域	量の見込み	人日	9,489	11,009	10,464	10,364	10,260	10,203
	確保方策		15,927	15,927	15,927	15,927	15,927	15,927
	差 異		6,438	4,918	5,463	5,563	5,667	5,724
	実施か所	か所	1	1	1	1	1	1
第5区域	量の見込み	人日	14,112	9,031	8,584	8,501	8,417	8,370
	確保方策		42,507	42,507	42,507	42,507	42,507	42,507
	差 異		28,395	33,476	33,923	34,006	34,090	34,137
	実施か所	か所	2	2	2	2	2	2
第6区域	量の見込み	人日	15,439	17,116	16,268	16,112	15,952	15,863
	確保方策		25,927	37,627	37,627	37,627	37,627	37,627
	差 異		10,488	20,511	21,359	21,515	21,675	21,764
	実施か所	か所	1	2	2	2	2	2
全域	量の見込み	人日	86,009	86,009	81,750	80,965	80,159	79,714
	確保方策		194,080	217,480	217,480	217,480	217,480	217,480
	差 異		108,071	131,471	135,730	136,515	137,321	137,766
	実施か所	か所	13	15	15	15	15	15

第5章

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

図表-26 【区域別】一時預かり事業等(うち一時預かり事業・定期利用保育事業のみ)の「量の見込み」及び「確保方策」

区分	単位	実績		推計				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
③ 一時預かり事業等(うち一時預かり事業、定期利用保育事業のみ)								
第1区域	量の見込み	人日	3,619	5,036	4,851	4,694	4,574	4,445
	確保方策		11,960	17,160	17,160	17,160	17,160	17,160
	差 異		8,341	12,124	12,309	12,466	12,586	12,715
	実施か所	か所	6	8	8	8	8	8
第2区域	量の見込み	人日	6,929	3,950	3,805	3,682	3,588	3,486
	確保方策		24,700	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300
	差 異		17,771	23,350	23,495	23,618	23,712	23,814
	実施か所	か所	7	8	8	8	8	8
第3区域	量の見込み	人日	2,675	3,301	3,180	3,077	2,998	2,913
	確保方策		4,680	7,280	7,280	7,280	7,280	7,280
	差 異		2,005	3,979	4,100	4,203	4,282	4,367
	実施か所	か所	2	3	3	3	3	3
第4区域	量の見込み	人日	3,100	2,741	2,640	2,554	2,489	2,419
	確保方策		5,648	10,848	10,848	10,848	10,848	10,848
	差 異		2,548	8,107	8,208	8,294	8,359	8,429
	実施か所	か所	1	3	3	3	3	3
第5区域	量の見込み	人日	39	2,334	2,248	2,175	2,120	2,060
	確保方策		4,160	4,160	6,760	6,760	6,760	6,760
	差 異		4,121	1,826	4,512	4,585	4,640	4,700
	実施か所	か所	1	2	3	3	3	3
第6区域	量の見込み	人日	7,954	4,270	4,113	3,980	3,878	3,769
	確保方策		21,840	24,440	27,040	27,040	27,040	27,040
	差 異		13,886	20,170	22,927	23,060	23,162	23,271
	実施か所	か所	7	8	9	9	9	9
全域	量の見込み	人日	24,316	21,632	20,837	20,162	19,647	19,092
	確保方策		72,988	91,188	96,388	96,388	96,388	96,388
	差 異		48,672	69,556	75,551	76,226	76,741	77,296
	実施か所	か所	24	32	34	34	34	34

第6章

推進体制

6-1 計画の推進に向けて

(1) 推進体制及び進行管理

計画の推進に当たっては、府内関係各課や関係する行政機関と連携を図りながら、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。また、身近な地域課題の解決に当たっては、地域住民の力が必要であり、市民活動団体・自治会等との協働により地域における子育て支援の取組を進めます。

なお、法律等に基づく制度や事業その他の広域的な対応を必要とする事柄について、国・東京都・近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

① 点検・評価

個別事業に係る実績の推移や施策に関する調査などにより、計画の進捗状況を継続的に点検・評価し、その進行管理を行います。

② 報告・公表

計画の進捗状況については、「府中市子ども・子育て審議会」に報告して意見を求めるとともに、本市の公式ホームページ等により市民に公表します。

③ 計画への反映

計画期間中においても、子育て家庭のニーズや社会状況の変化、国・東京都の子ども・子育て支援施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

計画策定に係る資料

1 府中市子ども・子育て審議会に係る資料

(1) 府中市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 24 日

条例第 25 号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 審議会は、法第 77 条第 1 項に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 4 項の規定により同条第 2 項の認可に際し意見を述べ、並びに地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえつつ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(平 27 条例 10・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員(臨時委員を除く。次条、第 7 条第 1 項及び第 9 条第 2 項において同じ。)20 人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業等に携わる者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による市民

(平 27 条例 10・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平 27 条例 10・追加)

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平27条例10・旧第6条繰下)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27条例10・旧第7条繰下)

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平27条例10・追加)

(委員以外の者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(平27条例10・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例10・旧第9条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て審議会委員	日額 11,000円
--------------	------------

付 則(平成27年3月13日条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 府中市子ども・子育て審議会等での検討経過

①府中市子ども・子育て審議会

＜平成 30 年度＞

回	年月日	議題
第1回	平成 30 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none">・ 資問<ul style="list-style-type: none">(1) 府中市の子ども・子育て支援に関する計画（平成 32 年度～平成 36 年度）の策定について(2) 府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の策定について(3) 府中市における放課後子ども総合プランの推進について
第2回	7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・ 府中市子ども・子育て審議会放課後対策部会について・ 府中市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る審議会スケジュールについて・ 子どもの生活実態調査の概要及び調査票案について
第3回	9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none">・ 府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査について・ 平成 29 年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について
第4回	10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・ 平成 29 年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について・ 府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）の骨子案及び府中市子どもの生活実態調査実施状況報告（速報）について
第5回	11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none">・ 府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）案について
第6回	平成 31 年 1 月 8 日	<ul style="list-style-type: none">・ 答申「府中市における放課後子ども総合プランの推進について」（報告）・ 答申（案）「府中市子どもの未来応援基本方針（仮称）」について・ 府中市子ども・子育て支援に関する市民意向調査実施状況報告（速報）
第7回	3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none">・ 新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設の利用定員について

<令和元年度>

回	年月日	議題
第1回	平成31年4月25日	・教育・保育の「量の見込み」について
第2回	令和元年5月21日	・教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について ・平成30年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について
第3回	7月10日	・第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）素案について
第4回	8月9日	・第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について
第5回	9月10日	・第2次府中市子ども・子育て支援計画（仮称）案について
第6回	10月2日	・答申(案)「第2次府中市子ども・子育て支援計画(案)」

②府中市子ども・子育て審議会 放課後対策部会

<平成30年度>

回	年月日	議題
第1回	平成30年7月13日	・部会長及び副部会長の選出 ・諮問事項の確認 ・放課後子ども総合プランについて ・府中市の放課後対策事業の状況について ・今後の開催予定と進行について
第2回	8月28日	・府中市における放課後子ども総合プランの推進に係る課題について ・課題の解決策について
第3回	10月1日	・課題の解決策について ・答申案の骨子について
第4回	11月21日	・答申案について
第5回	12月20日	・答申案について

(3) 府中市子ども・子育て審議会等委員名簿

① 府中市子ども・子育て審議会

選出区分	No.	氏名	役職名等
子どもの保護者 (公募市民)	1	宮前 祐子	※令和元年7月に退任
		山本 京子	※令和元年7月に委嘱
	2	山崎 史衣	
子どもの保護者	3	二瓶 信行	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事 ※令和元年7月に退任
		内海 直樹	府中市立小中学校PTA連合会 庶務幹事 ※令和元年7月に委嘱
事業主代表	4	臼井 正	むさし府中商工会議所 常議員
労働者代表	5	工藤 祐輔	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員) ※平成30年8月に退任
		久保 克公	連合三多摩・東部第二地区協議会 幹事 (東芝労働組合府中支部 執行委員) ※平成30年8月に委嘱
子ども・子育て支援 関係団体	6	植松 政数	NPO法人 トータルサポート府中 事務局長
	7	木下 義明	府中市私立保育園園長会 会長 (分倍保育園 園長)
	8	栗原 葉子	NPO法人 アビリティクラブたすけあい 府中たすけあいワーカーズっぽ 理事長
	9	酒井 泰	府中市立中学校長会 (府中市立府中第五中学校 校長) ※令和元年7月に退任
		佐藤 光宏	府中市立中学校長会 (府中市立府中第八中学校 校長) ※令和元年7月に委嘱
	10	芝辻 義治	府中市民生委員児童委員協議会 会長 ※平成30年8月に退任
		林 比典子	府中市民生委員児童委員協議会 会長 ※平成30年8月に委嘱
	11	高橋かおる	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 地域福祉部地域活動 推進課 コーディネーター担当主査
	12	田中 公	東京都認証保育所府中市連絡会 会長 (田中保育所 代表)

選出区分	No.	氏名	役職名等
子ども・子育て支援 関係団体	13	仲 静宏	府中市自治会連合会 副会長 ※令和元年7月に退任
		八木下 武良	府中市自治会連合会 副会長 ※令和元年7月に委嘱
	14	中田 徳彦	府中市青少年委員会 副会長 (府中天神町幼稚園 園長)
	15	畠山 恭子	社会福祉法人 多摩同胞会 子ども家庭支援センターたっち センター長
	16	薹田 薫	認定NPO法人 育て上げネット 執行役員
	17	○平田 嘉之	府中市私立幼稚園協会 顧問 (府中白糸台幼稚園 園長)
	18	山下 博一	府中市立小学校長会 (府中市立小柳小学校 校長) ※平成30年10月に退任
		堀越 新一	府中市立小学校長会 (府中市立小柳小学校 校長) ※平成30年10月に委嘱 ※令和元年7月に退任
		濱田 忠宏	府中市立小学校長会 (府中市立四谷小学校 校長) ※令和元年7月に委嘱
学識経験者	19	◎汐見 稔幸	東京大学 名誉教授
公募市民	20	木嶋 博美	※令和元年7月に退任
		成川 綾	※令和元年7月に委嘱

※ 選出区分別の50音順・敬称略 (◎=会長、○=副会長)

② 府中市子ども・子育て審議会 放課後対策部会

No.	氏名	役職名等	委員区分
1	○伊藤 仁	府中市青少年対策浅間地区委員会 委員長	臨時委員
	井上 伸治	公募市民	臨時委員
	植松 政数	NPO 法人 トータルサポート府中 事務局長	本会委員
3	坂田 優子	公募市民	臨時委員
4	中島 祥広	府中市立府中第十小学校 校長	臨時委員
5	◎牧野 晶哲	白梅学園大学 子ども学部家族・地域支援学科専任講師	臨時委員

※ 五十音順・敬称略（◎=部会長、○=副部会長）

2 用語解説

第2次 府中市子ども・子育て支援計画（案）

発行年月：令和●年●月

発行：府中市

編集：府中市 子ども家庭部 子育て応援課

所在地：〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話：042-364-4111（代表）